



経済連携協定(EPA)に係る 原産地規則の概要

- 輸入食料品を中心に -

東京税関業務部総括原産地調査官
上席調査官 武田 智史

本日のトピック

- 実際の輸入を想定した事例の検討
 - 実質的な確認
 - 形式的な確認
- 実質的な確認を行なうために押さえておくべき知識
 - 原産地基準
 - 食料品に見られる特有の原産地基準
 - 積送基準
- 実質的な確認をより適正に行なうために
 - 原産地認定のケーススタディ
- 形式的な確認を行なうために押さえておくべき知識
 - 手続的規定(税関における手続き、原産地証明書の記載事項と記載に不備のある場合の取り扱い)
- 原産地手続きを巡る諸外国の動向とわが国
 - 原産地証明手続と検証手続
- 終わりに

実際の輸入を想定した事例の検討

実質的な確認
形式的な確認

事例問題

- 輸入者A(税関商事)は日ベトナムEPAを利用してベトナムからパンケーキを輸入する予定です。
- 別添インボイス等の書類一式を揃えましたが、税関への輸入申告の前には確認が必要です。
- 当該書類でEPA特恵税率を適用した輸入申告が可能かどうかをご確認下さい。

パンケーキの関税率の例

税番	品名	MFN税率	GSP税率	EPA税率		
1905.90-319	パンケーキ	25.5%	15% (LDC FREE)	15% (ベトナム)	18.8% (アセアン)	設定なし (タイ)

* 品名は簡略的な記載であり、実行関税率表とは異なる。

確認すべき事項

- 輸入貨物がEPAの規定に基づく相手国の原産品であるかどうか(実質的な確認)
- 原産地証明書(CO)の記載事項に不備がないかどうか(形式的な確認)

1. Exporter's Name, Address and Country: ZAIMU FOOD INTERNATIONAL CO., LTD 3707 ABC STREET, HOCHIMINH CITY, VIETNAM		Certification No. VN-JP 14/03 1080074		Number of page 1 / 1	
2. Importer's or Consignee's Name (if applicable), Address and Country: ZEIKAN SHOJI CO., LTD 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO JAPAN		AGREEMENT BETWEEN THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIETNAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN Form VJ <u>Issued in Vietnam</u>			
3. Transport detail (means and route) (if known): FROM HOCHIMINH PORT, VIETNAM TO TOKYO PORT, JAPAN VESSEL: ORIGIN-MARU V3712N ON MAR. 15, 2014					
4. Item number (as necessary), Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of Good(s)		5. Preference Criterion	6. Weight or other quantity	7. Invoice numbers and date(s)	
1 ZAI PANCAKE (PC-1120431) (in triangle) C/T No. TOTAL : 11,520 pcs HS 1905.90 TOTAL : 288 CARTONS G/W : 460.00 Kg N/W : 576.00 Kg		"PE"	460.00Kg	ZAIMU-025 MAR.13.2014	
8 Remarks;					
9 Declaration by the exporter: I, the undersigned, declare that: -the above details and statement are true and accurate; -the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; -the country of origin of the good(s) described above is <u>VIETNAM</u> Place and date <u>HOCHIMINH MAR. 20, 2014</u> Signature: _____ Name (printed): <u>ZAIMU TARO</u> Company <u>ZAIMU FOOD INTERNATIONAL CO., LTD</u>		10 Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent governmental authority/signee office: Stamp Stamp STAMP Place and date: <u>HOCHIMINH MAR. 20, 2014</u> Name (printed): <u>JIRO ZEIKAN</u> Signature: _____			

「パンケーキ (HS1905.90) は、ベトナムの原産材料のみからベトナムにおいて完全に生産された製品であり、日ベトナムEPAにおけるベトナム原産品と認められる。」

この原産性にかかる証明内容が本当に正しいものであるのかどうかを確認する必要。

原産地証明書に記載される原産地基準の記号

協定名		マレーシア インドネシア ブルネイ フィリピン	メキシコ	チリ	タイ	アセアン包 括	ベトナム	インド	ペルー	(参考) 一般特 恵 (GSP)	
完全生産品		A			WO			A	(a)	P	
原産材料のみから生産される産品		B			PE			B	(b)	W+ HS4桁	
実質的変 更基準を 満たす産 品	一般ルー ルを満た す産品	HSコード4桁 変更	—			CTH		B	—	W+ HS4桁	
		付加価値基準				RVC	LVC			—	
	品目別 規則を満 たす産品	関税分類変更 基準	C			PS	CTC		(c)	W+ HS4桁	
		付加価値基準					RVC				LVC
		加工工程基準					SP				
	その他 (D:各協定の条文を満たす産品、TPL:繊維製品 にかかる「適性証明書」が必要)		—	D TPL	D	—					
適用する 場合記載	累積	ACU						—	—		
	僅少の非原産材料	DMI						—			
	代替性のある産品及び 材料	FGM			—	IIM	FGM	—			

(注) 日シンガポール協定、日スイス協定の各原産地証明書には記載されない。 8

「原産材料のみから生産される製品」は、この製品の生産に直接使用される材料が全て当該締約国の原産材料である必要がある。

①完全生産品（24条(a)）

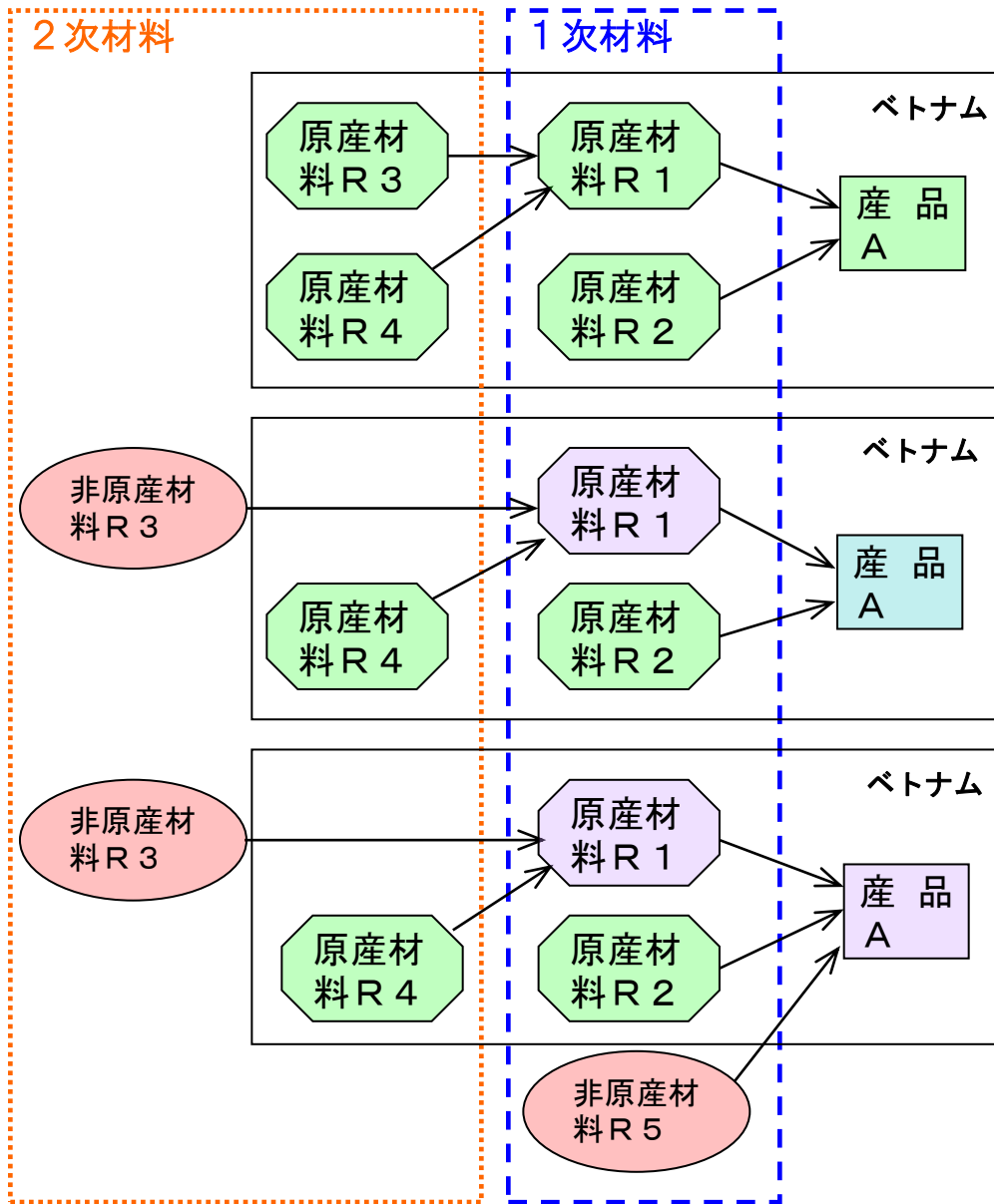
材料をどこまで遡っても原産材料のみ

②原産材料のみから生産される製品（24条(c)）

材料の材料（2次材料）のうち、少なくとも1つは非原産材料

③実質的変更基準を満たす製品（24条(b)）

材料（1次材料）のうち、少なくとも1つは非原産材料



(注)協定上「1次材料」、「2次材料」の定義はないが、本説明においては、便宜上、製品の生産に直接使用される材料を1次材料、1次材料の生産に直接使用される材料を2次材料と呼ぶこととする。

パンケーキは当該締約国(ベトナム)の原産材料のみから完全に生産された製品ではない。

配合表

商品名	パンケーキ (PC-1120431)	規格	50g
-----	-----------------------	----	-----

作成年月日	
メーカー	ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD
	印

	材料名	産地・メーカー	HS code	配合量 (g)	配合比 (%)	価格 (USD)	食品添加物	アレルギー物質	遺伝子組換えの有無
1	ミックス粉	(日本)	19.01						
	小麦粉	米国	11.01						
	砂糖	中国	17.02						
	膨張剤	日本	21.02						
	ショートニング	日本	15.17						
	香料	日本	21.06						
2	牛乳	ベトナム	04.01						
3	鶏全卵	ベトナム	04.08						
4	水	ベトナム	22.01						
5	バター	ニュージーランド	04.05						
6	植物油脂	ベトナム	15.07						
			計	50.0		1.50			

日本で生産されたミックス粉を使用している。

ニュージーランド原産のバターを使用している。

(ベトナムの)非原産材料を使用する場合には、第26条に定める要件をみたすことが必要(第24条(b))。

配合表

商品名	パンケーキ (PC-1120431)		規格	50g	作成年月日		メーカー ZAIMU FOOD INTERNATIONAL CO.,LTD	印
材料名	産地・メーカー		HS code	配合量 (g)	配合比 (%)	価格 (USD)	品目別規則 を満たす必要	
1	ミックス粉	(日本)	19.01				有	
	小麦粉	米国	11.01					
	砂糖	中国	17.02					
	膨張剤	日本	21.02					
	ショートニング	日本	15.17					
	香料	日本	21.06					
2	牛乳	ベトナム	04.01				無	
3	鶏全卵	ベトナム	04.08				無	
4	水	ベトナム	22.01				無	
5	バター	ニュージーランド	04.05				有	
6	植物油脂	ベトナム	15.07				無	
			計	50.0		1.50		

第26条 完全には得られず、又は生産されない産品(抄)

2 附属書2に定める適用可能な品目別規則を満たす場合には、原産品とする。

4 附属書2に定める関連する品目別規則の適用上、使用された材料についてCTC又は特定の製造若しくは加工作業が行われたことを求める規則は、非原産材料についてのみ適用する。

パンケーキ(HS1905.90)の品目別規則(類変更)をミックス粉(HS19.01)は満たさない。

配合表

商品名	パンケーキ (PC-1120431)	規格	50g
-----	-----------------------	----	-----

作成年月日

メーカー

INTERNATIONAL CO.,LTD



	材料名	産地・メーカー		HS code	割合 (%)	価格 (USD)	品目別規則 を満たす必要	品目別規則 を
1	ミックス粉	(日本)		19.01			有	満たさない
	小麦粉		米国	11.01				
	砂糖		中国	17.02				
	膨張剤		日本	21.02				
	ショートニング		日本	15.17				
	香料		日本	21.06				
2	牛乳		ベトナム	04.01			無	
3	鶏全卵		ベトナム	04.08			無	
4	水		ベトナム	22.01			無	
5	バター		ニュージーランド	04.05			有	満たす
6	植物油脂		ベトナム	15.07			無	
				計	50.0	1.50		

製品と非原産材料の類が同じ

CC
⇒ Change of Chapter
⇒ 類変更



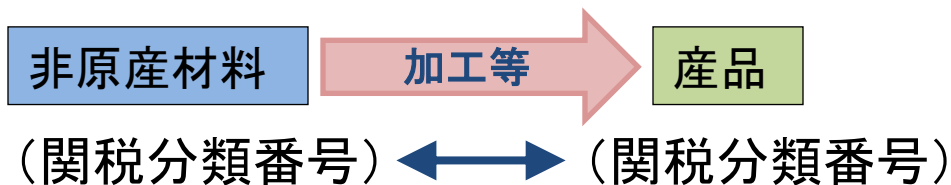
CC(第二二類からの変更を除く。)

一九〇五・九〇
その他のもの

関税分類変更基準

(実質的変更基準の1つ)

(*CTC: Change in Tariff Classification*)



- ・すべての非原産材料と産品の関税分類番号に特定の変化があれば、「実質的変更」があったとする基準。
- ・HS2桁、HS4桁及びHS6桁の変更がある。

HS2桁の変更: ○○の産品への他の類の材料からの変更
HS4桁の変更: ○○の産品への他の項の材料からの変更
HS6桁の変更: ○○の産品への他の号の材料からの変更

参考: 3902.30のHSLレベル
HS2桁: 39類
HS4桁: 3902項
HS6桁: 3902.30号

品目別規則を満たさない非原産材料については、補完的な規定(例えば、累積や僅少の非原産材料)の適用を考える。

配合表

商品名	パンケーキ (PC-1120431)	規格	50g
-----	-----------------------	----	-----

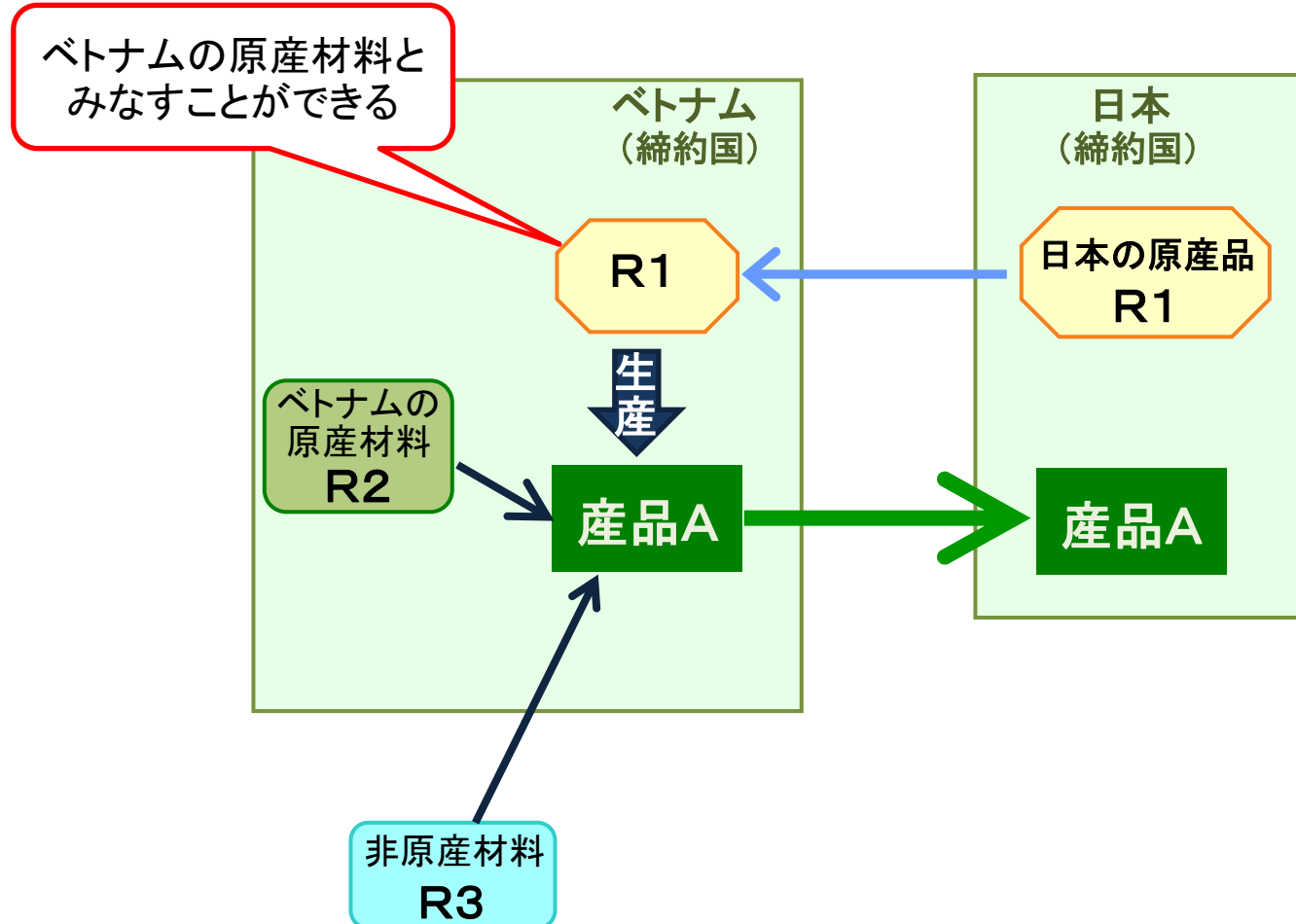
作成年月日	
メーカー	ZAIMU FOOD INTERNATIONAL CO.,LTD
	印

	材料名	産地・メーカー	HS code	配合量 (g)	配合比 (%)	価格 (USD)	品目別規則 を満たす必要	品目別規則 を	ACU
1	ミックス粉	(日本)	19.01	[Bar]	[Bar]	[Bar]	有	満たさない	適用可
	小麦粉	米国	11.01						
	砂糖	中国	17.02						
	膨張剤	日本	21.02						
	ショートニング	日本	15.17						
	香料	日本	21.06						
2	牛乳	ベトナム	04.01	[Bar]	[Bar]	無	満たす		
3	鶏全卵	ベトナム	04.08						
4	水	ベトナム	22.01						
5	バター	ニュージーランド	04.05						
6	植物油脂	ベトナム	15.07						
	計								50.0

一九〇一
C C
<p>麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)</p>
<p>CC ⇒Change of Chapter ⇒類変更</p>

参考

一方の締約国の原産材料であって、他方の国の締約国において産品を生産するために使用されたものについては、当該他方の締約国の原産材料とみなす(第29条「累積」)。



実質的な確認のまとめ

日ベトナムEPA 品目別規則

1901 CC

1905.90 CC (第11類からの変更を除く。)

小麦粉(第11.01項)
米国原産

砂糖(第17.02項)
中国原産

膨張剤(第21.02項)
日本原産

ショートニング(第15.17項)
日本原産

香料(第21.06項)
日本原産

日本

ミックス粉
(第19.01項)

ニュージーランド

バター
(第04.05項)

ベトナム

牛乳
(第04.01項)

鶏全卵
(第04.08項)

水
(第22.01項)

植物油脂
(第15.07項)

ベトナム

パンケーキ
(第1905.90号)

日ベトナムEPA上の
ベトナム原産品と認められる。

▶ 日ベトナムEPA上の日本原産品については、累積の規定が適用可能

確認すべき事項

- 輸入貨物がEPAの規定に基づく相手国の原産品であるかどうか(実質的な確認)
- 原産地証明書(CO)の記載事項に不備がないかどうか(形式的な確認)

形式的な確認(○記載事項に不備がないかどうか)

<p>1. Exporter's Name, Address and Country:</p> <p>輸出者の名称、住所、国名</p>	<p>Certification No.</p>	<p>Number of page</p> <p>/</p>
<p>2. Importer's Name or Consignee's Name (if applicable), Address and Country:</p> <p>輸入者の名称、住所、国名</p> <p>「運及発給」の場合、第3欄に船積日を記入。</p>	<p>AGREEMENT BETWEEN THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP</p> <p>CERTIFICATE OF ORIGIN Form VJ Issued in Vietnam</p>	
<p>3. Transport details (means and route)(if known):</p> <p>輸送の手段及び経路 (分かる範囲で)</p>	<p>積出港、積替港、荷卸港、船名又はフライト番号を分かる範囲で記入。</p>	
<p>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s):</p> <p>HS2007版、6桁 それぞれの産品ごとの品番 (必要に応じて)、記号及び番号、包装の個数及び種類、HS番号、品名 品目別規則に特定の品名が記載されているものについては、当該特定の品名を記入。 (例えば、第0910.99号のうちカシュー、第1515.90号のうち桐油及びその分別物など) HS第50類から第63類までの各産品の品名については、以下の事項を記入。 ・ 他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料 ・ 当該他方の締約国又は当該第三国の領域において行われた工程又は作業 ・ 当該他方の締約国又は当該第三国の国名 (当該材料が産品の生産に使用された場合に限る。)</p> <p>「再発給」された原産地証明書の有効期間は、当初の原産地証明書の発給日から1年間。</p>	<p>5. Preference criteria</p> <p>特惠基準</p> <p>下記①～③のカテゴリのいずれか1つを必ず記入。 ① "WO" ② "CTH", "LVC", "CTC", "SP" のうち適切なもの ③ "PE"</p> <p>必要に応じ、DMI (第28条: 僅少の非原産材料)、ACU (第29条: 累積)、IIM (第35条: 同一の又は交換可能な材料)、を記載。</p>	<p>6. Weight or other quantity</p> <p>重量又はその他の数量</p> <p>記入は必須。重量は、グロス/ネットのいずれでも可。</p> <p>7. Invoice number(s) and date(s)</p> <p>インボイスの番号及び日付</p> <p>原則として日本への輸入に用いられるインボイスの番号・日付。 ○原産地証明書の発給を受けた輸出者とは異なる第三国に所在する者がインボイスを発行する場合: 第8欄に「産品は第三国でインボイスが発行される」旨並びにインボイスを発行する者の名称及び住所を記入。 ○原産地証明書の発給時に第三国で発行されるインボイスの番号が不明の場合: 第7欄に輸出者の名称及び住所を記入し、輸入者は初めに取引関係が判明するような資料を提出。</p>
<p>8. Remarks: 原産地証明書が運及発給される場合には、発給出則により、「ISSUED RETROACTIVELY」と記入される。 紛失等の理由により原産地証明書が「再発給」される場合には、以下のとおり。(①又は②のいずれでも可) ① 新規の番号を付した新規の原産地証明書を発給: 第8欄に当初の原産地証明書の発給日と証明番号を記入。当初の原産地証明書は無効となる。 ② 当初の原産地証明書の「真正な写し」を発給: 第8欄に「CERTIFIED TRUE COPY」を記入。当初の原産地証明書の発給日の記載も必要。</p>		
<p>9. Declaration by the exporter:</p> <p>I, the undersigned, declare that:</p> <ul style="list-style-type: none"> the above details and statement are true and accurate. the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; the country of origin of the good(s) described above is <p>Place and Date: 原産国の国名を記入。</p> <p>輸出者 (又は代理人) による記入。 ・ 証明書申請の日付 ・ 署名 (自署又は署名の形状の印字)</p> <p>Signature: 署名 (自署又は署名の形状の印字)</p> <p>Name (printed): ゴム印は不可</p> <p>Company: _____</p>	<p>10. Certification</p> <p>It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.</p> <p>Competent governmental authority or Designee office:</p> <p>輸出締約国の権限のある当局又は指定団体による記入。</p> <p>Stamp: 日付 (原則として船積日を含めその日から3日以内 ⇒ それより後の発給を運及発給として扱う。)</p> <p>Place and Date: 押印 (手押し又は印影の形状の印字)</p> <p>署名 (自署又は署名の形状の印字)</p> <p>Name (printed): 署名 (自署又は署名の形状の印字)</p> <p>Signature: ゴム印は不可</p>	

- 日ベトナムEPAの原産地証明書(フォームVJ)における必要的記載事項
- 記載に不備の無い原産地証明書を用意することが大原則
- 税関ウェブサイトに掲載

<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm>

形式的な確認(CO記載事項に不備がないかどうか)

3つの不備が存在

- 特恵基準(第5欄)の相違
 - ▣ CO上は「PE」であるが、正しくは、「CTC、ACU」である。
- 数量(第6欄)の相違
 - ▣ CO上は「460Kg」であるが、正しくは、「640Kg」である。
- 遡及発給(第8欄)の文言の脱落
 - ▣ 本来は、遡及発給(Issued Retroactively)の文言が記載されていない。

形式的な確認（CO記載事項に不備がないかどうか）

不備のある経済連携協定（EPA）原産地証明書等の取扱い

CO不備のある原産地証明書が有効とされた場合においても、次回以降は、脱落等の不備のない原産地証明書を取得されるよう輸出者に連携してください。
 CO原産地証明書が有効とされた場合であっても、輸入貨物が産品でないこと又はEPA特恵税率を適用するための他の要件を満たしていないことが判明した場合に、還関後であってもEPA特恵税率の適用が認められません。

【EPA原産地証明書】		平成25年10月1日現在		
分野	記載項目	不備の内容	留意点	
原産地証明書の真正性	全項目共通	明らかな印字の誤り	有効	
		英語以外による記述	原則無効	
	様式	協定に規定された様式ではない原産地証明書 (例：EPA税率適用にもかかわらず一般特恵（GSP）原産地証明書を入力した場合)		2枚目以降が規定様式ではない場合には、原産地調査官等に相談してください。
		記載事項が権限を有さない者によって、追記、削除又は書きかえられた原産地証明書		
		原本でない原産地証明書の提出	無効	
		有効期間が経過した原産地証明書		災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合は有効。
	発給機関の証明	印影が不鮮明		必要に応じて原産地調査官等に相談してください。
		発給年月日、発給番号の脱落		
	輸出者の申請	輸出者署名の脱落		
		申請日の脱落		輸出者が申請していることが明らかな場合は有効。
その他	原産国の脱落			
	表題部における発給国の脱落 発給の文書の脱落 再発給の文書の脱落	有効	原産地証明書の真正性が明らかな場合に限り。	
申告貨物との同一性	運送手段・経路	仕立港、輸送手段、船名等の相違		
	輸出者・輸入者の名称・住所等	輸出者名・住所のインボイスとの相違又は脱落		
		輸入者名・住所のインボイスとの相違又は脱落、「To order」の記載しがない		
	インボイス番号等	インボイス番号の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落（メーカーとインボイス番号の記載を含む）	有効	取引関連書類にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合、若しくは輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前表示を取得している場合を含む。）に限り。
		インボイス日付の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落 第三国インボイスに関する記載及び第三国インボイス発行者名・住所の相違又は脱落		複数の箇所の不備がある場合には、原産地調査官等に相談してください。
	数量又は総重量	数量の相違、又は貨物数量との相違		
	包装の個数、種類、記号、番号	インボイス等との相違又は脱落		
品名	インボイスとの相違又は脱落（※）		※ 特別な規定がある品目に関する記載の相違又は脱落がある場合には、原産地調査官等に相談してください。	
貨物の原産性	HS番号（スイスは記載不要）	輸入申告における適用税率との相違	原則無効 ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前表示を取得している場合を含む。）は有効。	
		脱落	税目目録1目録の脱落の場合、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。	
	協定の非課税貨物による記載	記載が一致しなくても、記載品名との適合性を判断し、品名から課税品目であることが明らかな場合は有効。		
特惠基準（シンガポール及びスイスは記載なし）	特惠基準等（AGU、DMI及び材料に関する記載を含む）の脱落 特惠符号等の相違			
真正性	認定輸出者にかかる申告文	認定番号又は原産地の相違・脱落	無効	
		認定輸出者以外のもので作成された申告文		
		原産地申告のコピーでの提出	有効	輸入申告時のインボイス（コピー）上に原産地申告文が記載され、原本と内容に相違がない場合に限り。（原本の提出が求められる場合があります。）
		認定申告文との詳細な相違	有効	原産地申告であることが明らかな場合に限り。

● 不備のあるCOの税関における取扱いについて定めている

－ COの真正性（印影、様式、遡及発給、再発給等）

－ 申告貨物との同一性（輸出入者、インボイス番号、品名、数量等）

－ 貨物の原産性（HS番号、特惠基準）

輸入者Aは日ベトナムEPAにおける特惠税率を適用した輸入申告(パンケーキ)を行なうことが可能。

実質的な確認

- 原産材料のみから生産された製品ではない
- 累積を適用し、品目別規則(関税分類変更基準)を満たす製品であることが判明
- パンケーキが日ベトナムEPA上のベトナム原産品であることは明らか

形式的な確認

- 特惠基準(第5欄)の相違
 - 原産品であることを明らかにできる場合なので有効
- 数量(第6欄)の相違
 - 原産品であることを明らかにできる場合(又は、同一性を確認できる場合)なので有効
- 遡及発給(第8欄)の旨の文言の脱落
 - COの真正性が明らかでない場合なので有効

実質的な確認を行なうために押さえておく
べき知識①

原産地基準

特惠税率適用のための条件

① 輸入される製品に関し、特惠税率が設定されていること（EPA税率の場合協定の譲許表、一般特惠税率の場合は暫定法別表）

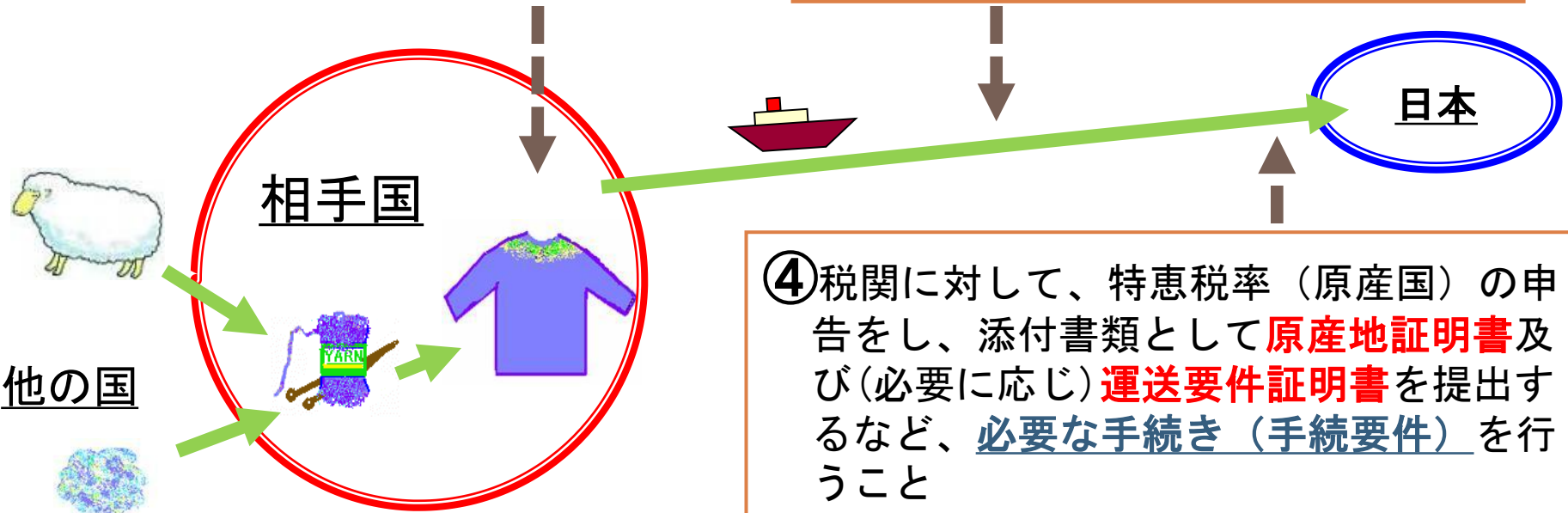
② 生産された貨物が、「原産品」とであると認められること（=原産地基準を満たしていること）

→この原産地基準を満たしていることを証明する書類が「原産地証明書」

③ 運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと（=積送基準を満たしていること）

→この「積送基準」を満たしていることを証明する書類が「運送要件証明書」（通し船荷証券の写し等）

④ 税関に対して、特惠税率（原産国）の申告をし、添付書類として原産地証明書及び（必要に応じ）運送要件証明書を提出するなど、必要な手続き（手続要件）を行うこと



★4つの条件をすべて満たさなければいけない！

原産品の3つのカテゴリー

原産地規則においては、3種類の原産品が存在する。

- ①完全生産品
- ②原産材料のみから生産される産品
- ③実質的変更基準を満たす産品

【参考】 日アセアン包括的経済連携協定(AJCEP)第24条 原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に規定する他のすべての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。

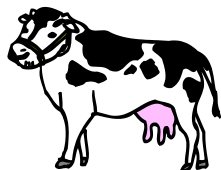
- (a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、次条に定めるもの
- (b) 非原産材料を使用する場合には、第26条に定める要件を満たすもの
- (c) 一又は二以上の締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

①完全生産品

(アセアン協定の例)



(a) 当該締約国において栽培され、かつ、収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品 (切り花等)



(b) 生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの (家畜等)



(c) 当該締約国において生きている動物から得られる産品 (牛乳、卵等)



(d) 当該締約国において行われる狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる産品 (捕獲野生動物等)



(e) 当該締約国の土壌、水域、海底又はその下において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質 ((a) から (d) までに規定するものを除く。) (原油等)



(g) 当該締約国の船舶により、全締約国の領海外から得られる水産物その他の海洋からの生産品 (公海で捕獲した魚等)

(f), (h)~(j) 略

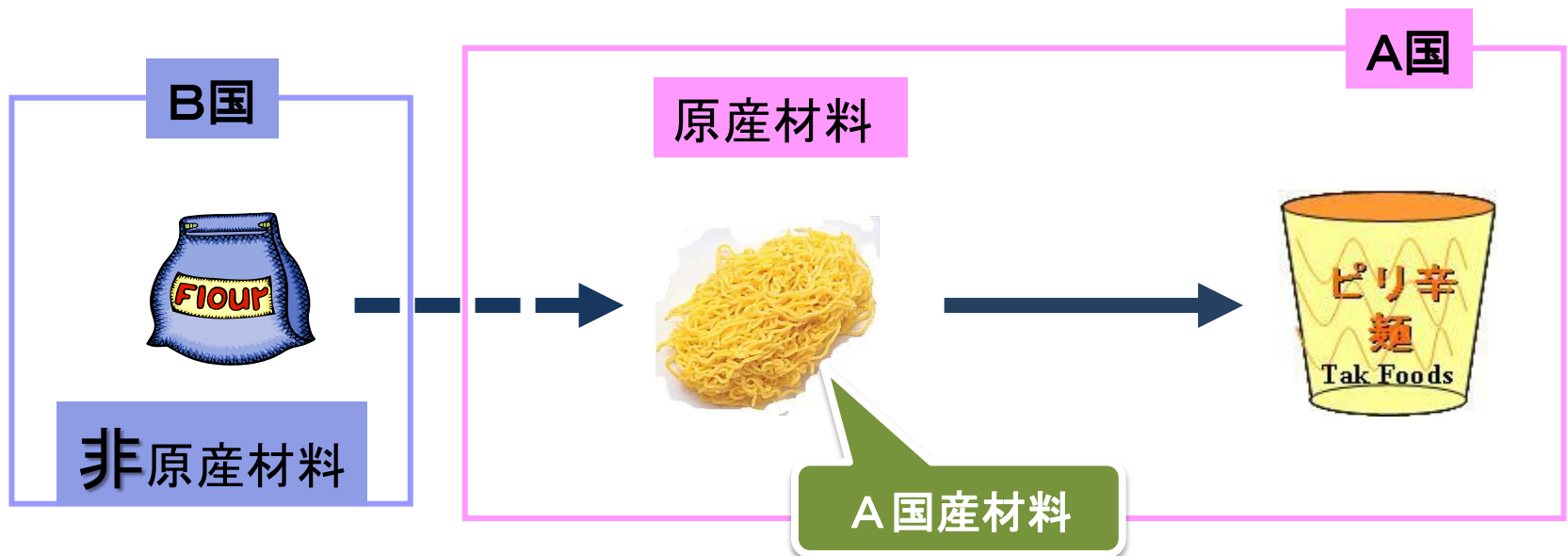


(k) 当該締約国において (a) から (j) までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品 ((b) に該当する牛を屠殺して得られた牛肉等)

②原産材料のみから生産される産品

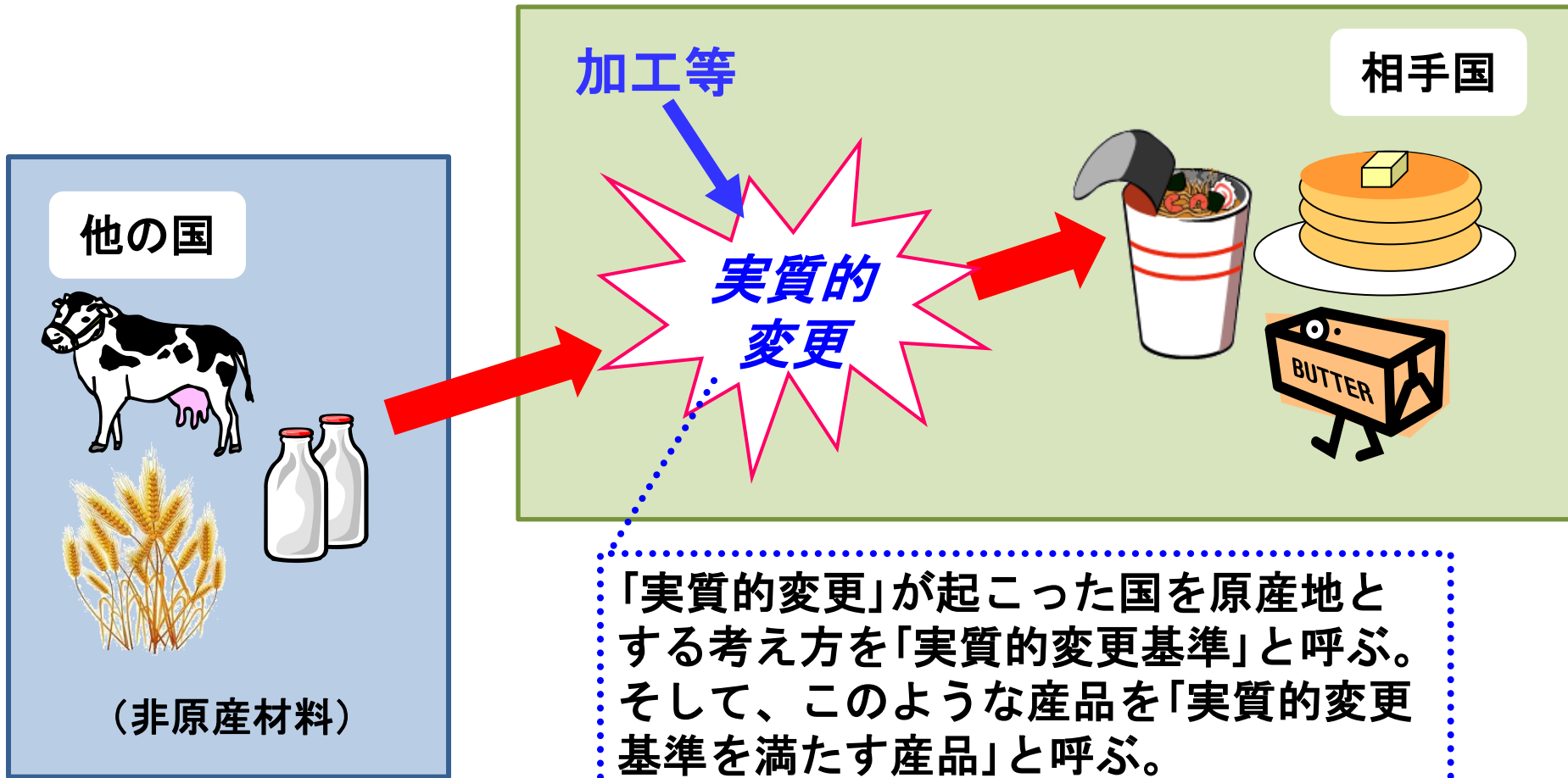
生産に使用された材料はすべて原産材料であるため、
外見上は1カ国*で生産・製造が完結しているように見えるが、
実際には他の国の材料(非原産材料)を使用しているもの

(*日アセアン包括協定の場合は、1又は2以上の締約国)



③実質的変更基準を満たす産品

他の国の材料(非原産材料)を直接使用し、「大きな変化」を伴う加工が行われ製造された物品。



「実質的変更」が起こった国を原産地とする考え方を「実質的変更基準」と呼ぶ。そして、このような産品を「実質的変更基準を満たす産品」と呼ぶ。

原産品の3つのカテゴリー

①完全生産品

材料をどこまで遡っても
原産材料のみ

②原産材料のみから 生産される産品

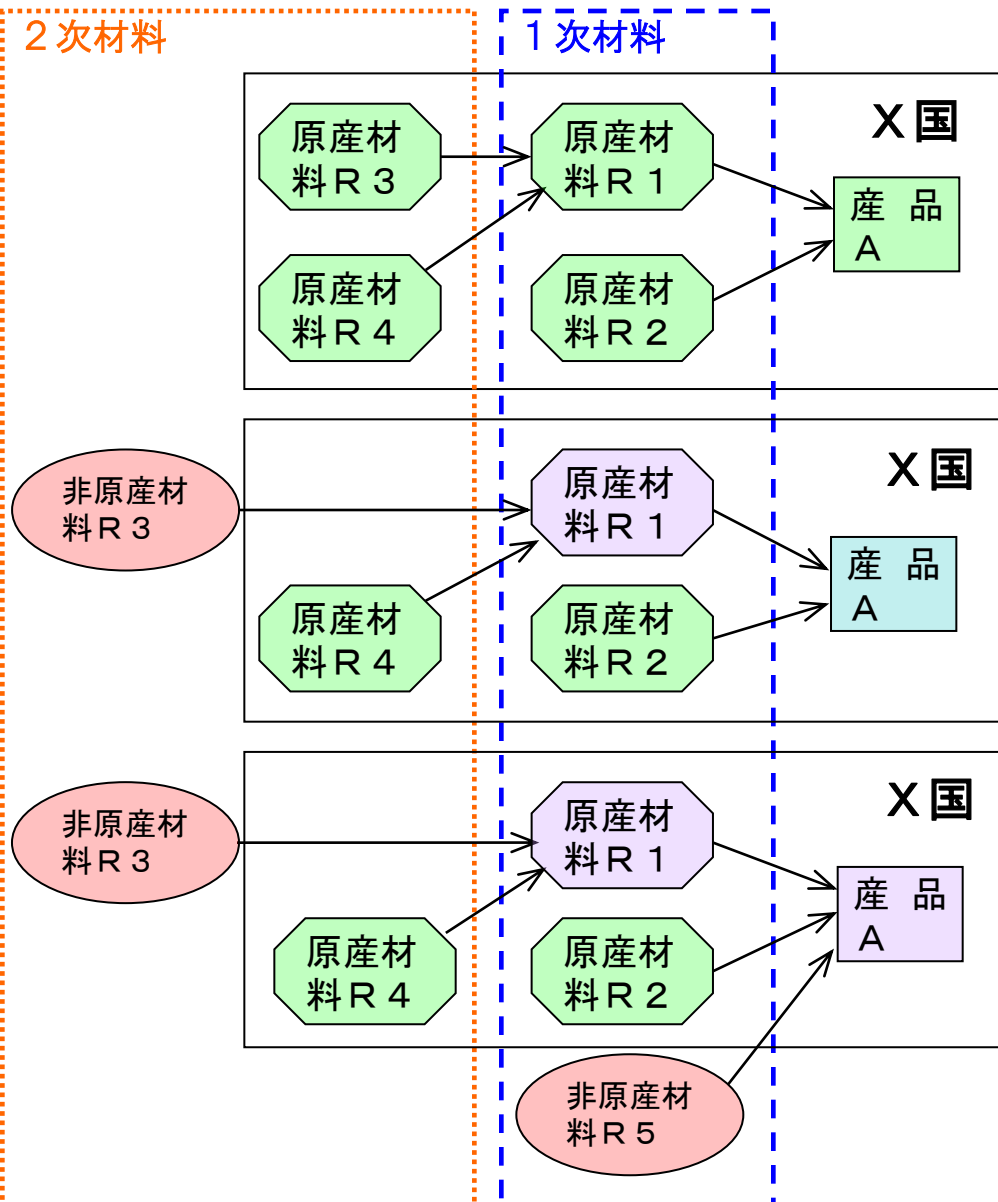
材料の材料(2次材料)の
うち、少なくとも1つは
非原産材料

③実質的変更基準を 満たす産品

材料(1次材料)のうち、
少なくとも1つは非原産
材料

2次材料

1次材料



(注)協定上「1次材料」、「2次材料」の定義はないが、本説明においては、便宜上、製品の生産に直接使用される材料を1次材料、1次材料の生産に直接使用される材料を2次材料と呼ぶこととする。

実質的変更基準の種類

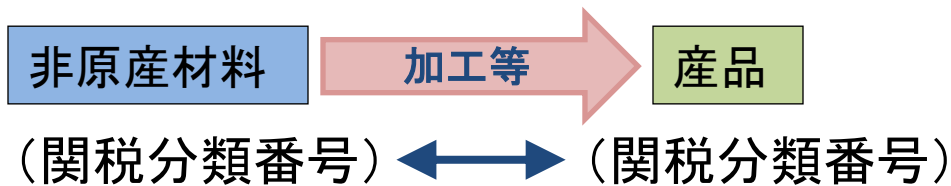
- 関税分類変更基準
- 付加価値基準
- 加工工程基準



原産品判断にあたり参照すべき基準は
協定/品目毎に規定

関税分類変更基準

(CTC: Change in Tariff Classification)



すべての非原産材料と産品の関税分類番号に特定の変化があれば、実質的変更があったとする基準。HS2桁、HS4桁及びHS6桁の変更がある。

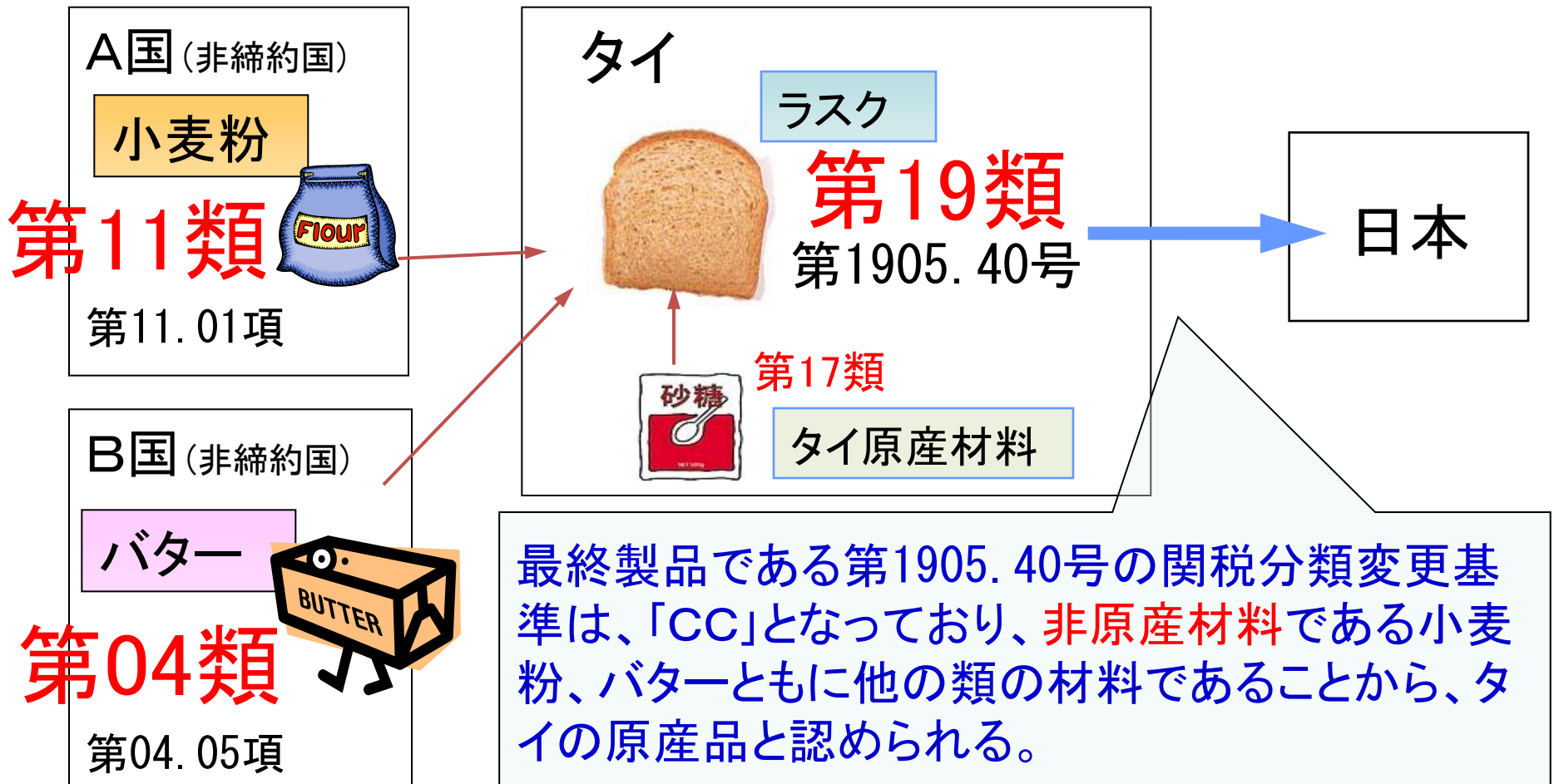
HS2桁の変更: ○○の産品への他の類の材料からの変更
HS4桁の変更: ○○の産品への他の項の材料からの変更
HS6桁の変更: ○○の産品への他の号の材料からの変更

参考: 1905.40のHSLレベル
HS2桁: 19類
HS4桁: 1905項
HS6桁: 1905.40号

関税分類変更基準

非原産材料についてのみ検討する。

(例) 日タイ協定第1905.40号品目別規則: 他の類の材料からの変更



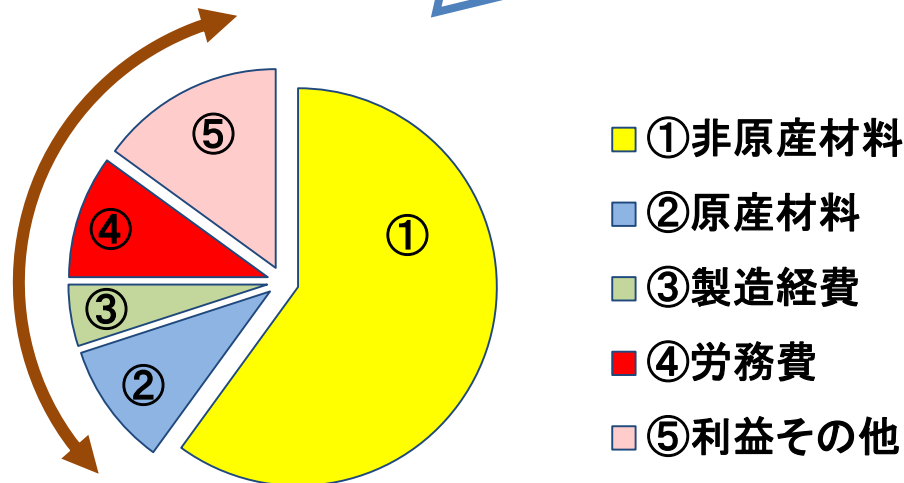
付加価値基準

(VA: Value Added)

- その国の生産において十分なコスト等が投入され、「大きく価値が付加」された場合、大きな変化があったと考える。
- その国で付加された価値の割合を判断基準として利用。

円グラフの全体が製品の価額

基本的には、この部分が「付加された価値」



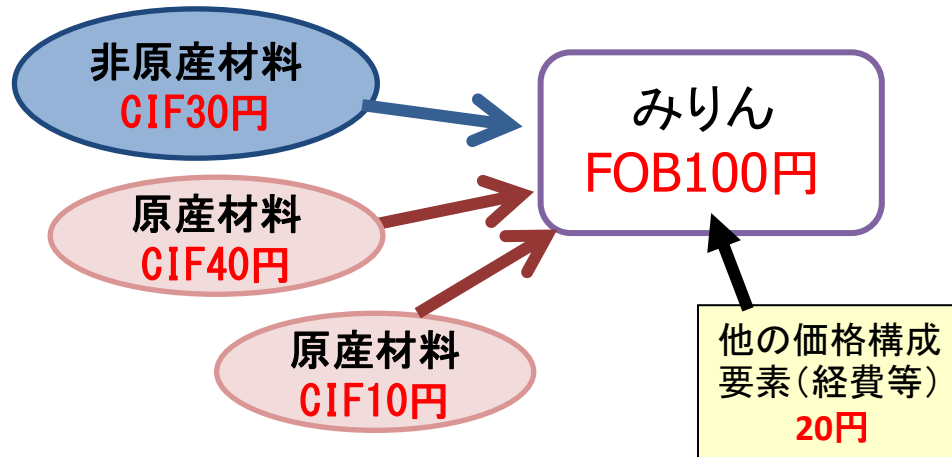
「付加された価値」と製品の価額とを比較して原産資格割合を算出する。

付加価値基準

(例) 日アセアン包括協定第2208.90号(みりん)の品目別規則
RVC 40% (Regional Value Content : 域内原産割合)

$$\frac{\text{FOB} \quad \text{CIF}}{\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}} = \frac{100 - 30}{100} = 70\% > 40\%$$

製品の価額



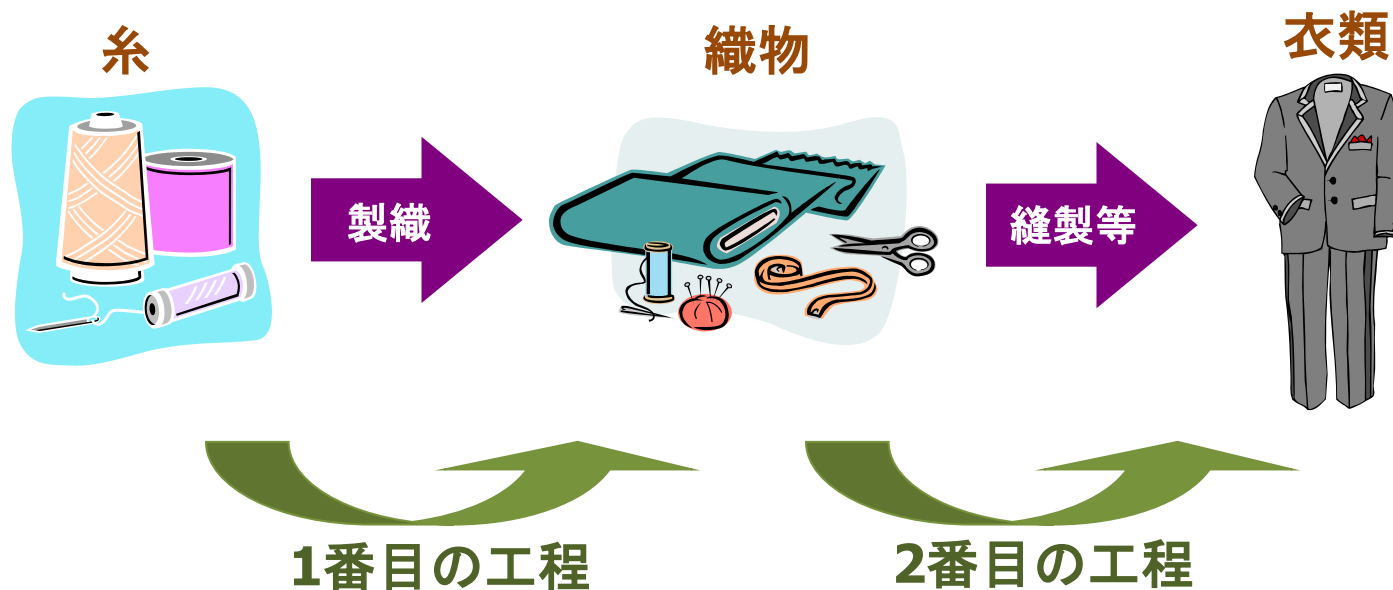
この場合「付加された価値」は70%であり、品目別規則に規定された40%を超えているので、協定上の原産品と認められる。

付加価値の割合は各EPAの品目別規則で、品目毎に規定している。

加工工程基準

(SP: Specific Processes)

- 非原産材料にある**特定の加工・作業**が行われた場合、**大きな変化**があったと考える。
- 特定の加工・作業の有無で原産品か否かを判断する。



累積

相手国の原産品を自国の原産材料とみなすという考え方

日タイ協定 第2009.11号-第2009.49号 品目別規則

第2009.11号から第2009.49号までの各号の**製品への他の類の材料からの変更(第8類の材料からの変更を除く)**

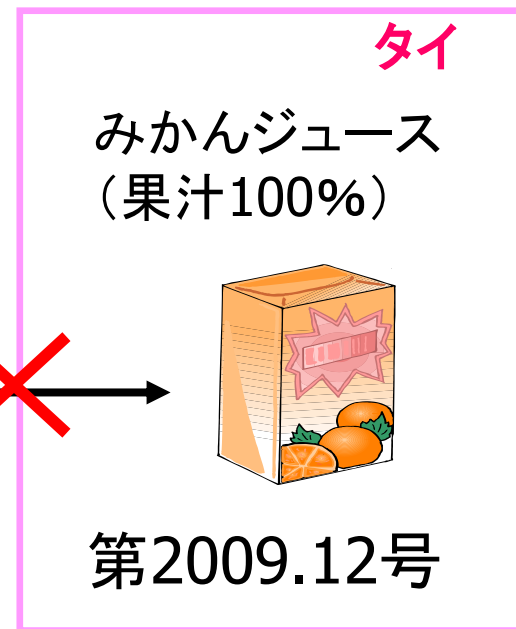
非原産材料のみかん（**第8類**）が**品目別規則を満たしていない**ことから、製品はタイの原産品とは認められない。

しかし...

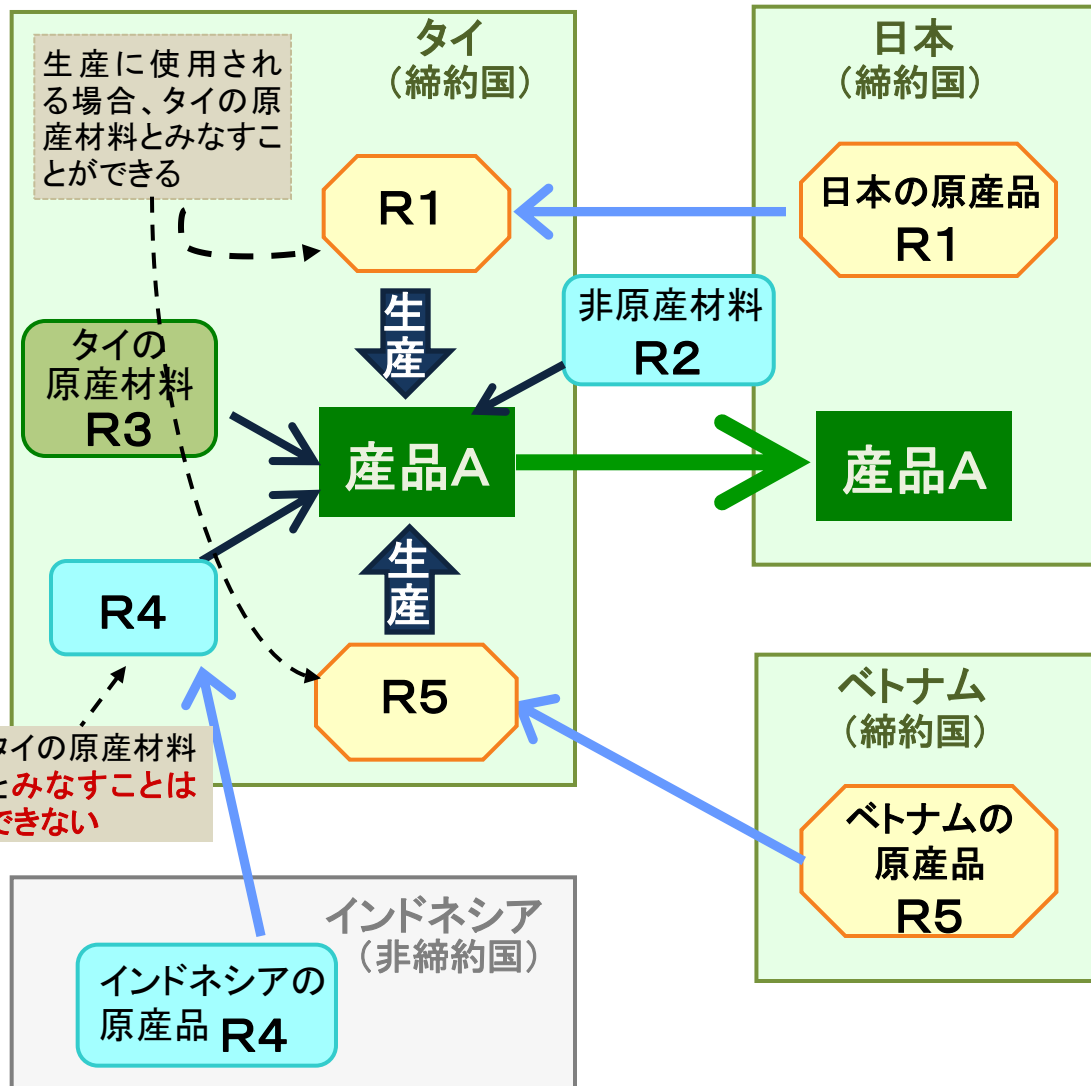
みかんが**日本の原産品**の場合、累積の考え方を適用して、**タイの原産材料とみなす**ことが可能となり、その結果、製品はタイの原産品と認められる。

タイ原産品の資格を獲得し易いという大きなメリットがある。

※原産地証明書に「ACU」の記載が必要



日アセアン協定における累積

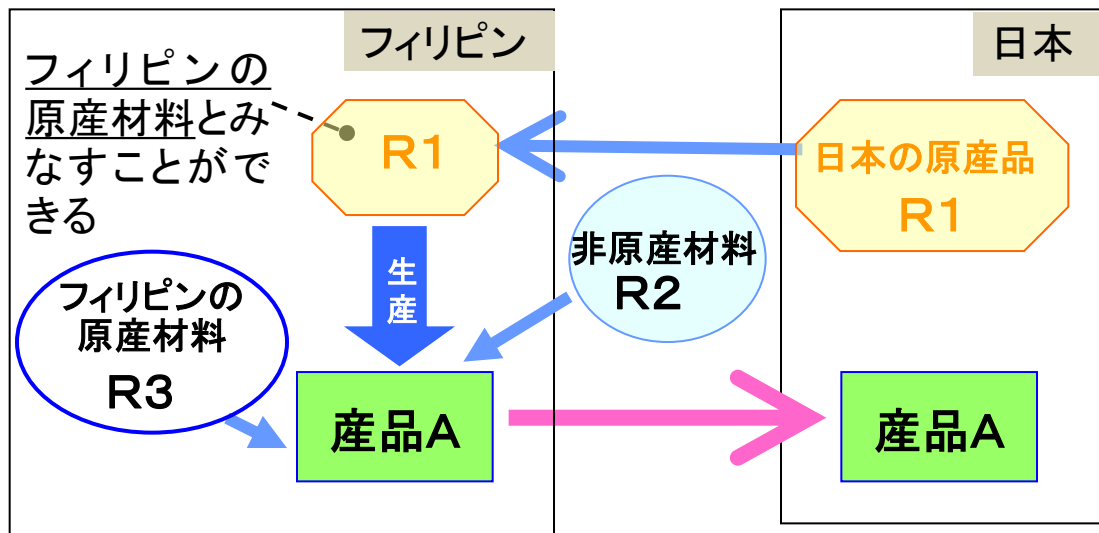


日本以外の締約国 (左図では、ベトナム) の原産品に関しても、生産に使用されれば、累積の規定の適用により、**タイ原産材料とみなすことが可能**。

⇒従来の二国間EPAに比べ、(概念的には) **原産資格を獲得し易くなっている**。

ただし、アセアン構成国であっても、日アセアン協定の効力が生じていない国 (**非締約国であるインドネシア**) に関しては、**同協定の規定 (累積) は適用されない**。

「モノ」の累積と「自国関与基準」との関係



日本の原産品R1をフィリピンに輸出し、それを、フィリピンにおける製品Aの生産に使用した場合、**日本の原産品R1は、フィリピンの原産材料とみなすことができる。**

一見すると、一般特惠原産地規則における自国関与基準と同じように見えるが、

◆ 一般特惠原産地規則における自国関与基準との違い

- ・一般特惠原産地規則の自国関与では、日本から**輸出された**製品であればよい。
→ EPA特惠原産地規則における累積では、この原産地規則の下での日本の**原産品**であることが必要。
- ・一般特惠では原産地証明書とともに、いわゆる「ANNEX」が必要。
→ EPA特惠原産地規則においては「ANNEX」は**不要**。
→ 原産地証明書の関係欄に「**ACU**」を記入。
- ・一般特惠の自国関与では適用除外品目を指定している。
→ EPA特惠原産地規則における累積では**適用除外品目の指定はない**。

僅少の非原産材料

関税分類変更基準を満たさない非原産材料があったとしても、それがごく僅かなものなら無視しようという考え方

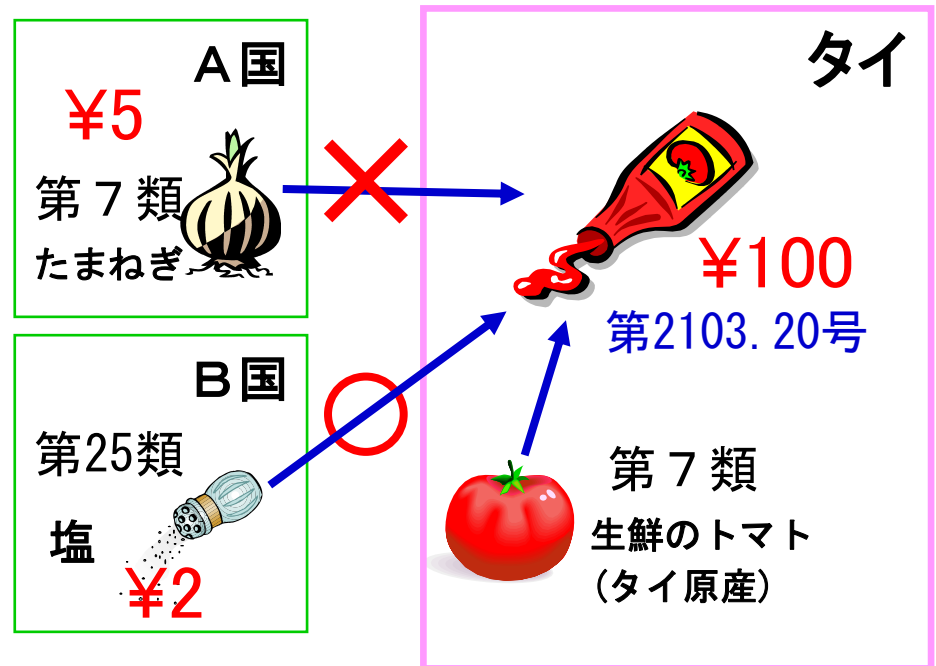
日タイ協定 第2103.20号 品目別規則

他の類の材料からの変更
(第7類又は第20類の材料からの変更を除く)

非原産材料の玉ねぎ（第7類）が品目別規則を満たしていないことから、製品はタイの原産品と認められない。

たまねぎの価額はトマトケチャップの価額の5% ← タイ協定の場合、7%以下なら僅少の非原産材料の規定が適用可能

製品はタイの原産品と認めることが可能となる。



※原産地証明書に「DMI」の記載が必要

主な僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

	第1類	第2類 第3類	第4類～ 第8類	第9類	第10類～ 第14類	第15類	第16類	第17類	第18類	第19類	第20類	第21類	第22類	第23類	第24類	第25類	第26類～ 第27類				
日シンガ ポール EPA	×										製品のFOB価額の 7%以下		×								
日メキシコ EPA	製品の取引 価額の10% 以下(※1)	×	製品の取引価額の10%以下(※1)			×	製品の取引価額の10%以下(※1)														
日 フィリピン EPA	×																				
日チリ EPA	×										2008.92: 製品のFOB価額 の10%以下 製品のFOB価額の7%以下		×								
日タイEPA	×										製品のFOB価額の7%以下					×					
日アセアン 包括的 EPA	×			製品の FOB価額 の10%以 下		×	1803.10, 1803.20, 1805.00: 製品のFOB価額 の10%以下 その他:×		製品のFOB価額の 10%以下		2103.90: 製品のFOB 価額の7% 以下 その他:×		製品のFOB価 額の10%以下			×					
日スイス EPA	製品の工場渡し価額の7%以下															製品の工場渡し価額 の10%以下(※3)					
日ベトナム EPA	×	0901.21, 0901.22: 製品のFOB 価額の10% 以下 その他:×		×	製品の FOB価額 の10%以 下		×	1803.10, 1803.20, 1805.00: 製品の FOB価額の 10%以下 その他:×		製品のFOB価額の 10%以下		2103.90: 製品の FOB価額 の7%以下 その他:×		製品のFOB価 額の10%以下			×				
日インド EPA	×					1604.20, 1605.20, 1605.90: ×		製品のFOB価額の7%以下					2101.11, 2101.20, 2106.10, 2106.90: ×		2207.10, 2207.20: ×		2501.00: 製品の FOB価額 の7%以 下 その他:×			×	
日ペルー EPA	製品のFOB 価額の10% 以下(※1)	×	製品のFOB価額の10%以下(※1)			×	製品のFOB価額の10%以下(※1)										製品のFOB価額 の10%以下				

※1: 製品の生産に使用する非原産材料が、原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り、適用される。

※2: 製品の関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸が、所定の関税分類変更を満たしていないことを理由として、当該製品が原産品と認められない場合に限り適用される。

※3: 例外として、第32.04項及び第34.02項については、製品と同じ項に属する非原産材料については工場渡し価額の20%以下の場合と規定されている。

原産資格を与えることとならない作業

■ 特定の作業が行われることのみをもって品目別規則に定める関税分類変更基準又は加工工程基準を満たすものとはしないという規定

➤ 日アセアン包括的経済連携協定第30条

- (a) 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）等
- (b) 改装及び仕分
- (c) 組み立てられたものを分解する作業
- (d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業
- (e) 一の産品として分類される部品及び構成品の収集
- (f) 物品を単にセットにする作業
- (g) (a) から (f) までの作業の組合せ



作業の内容は協定毎に異なることに留意が必要。

実質的な確認を行なうために押さえておく
べき知識②

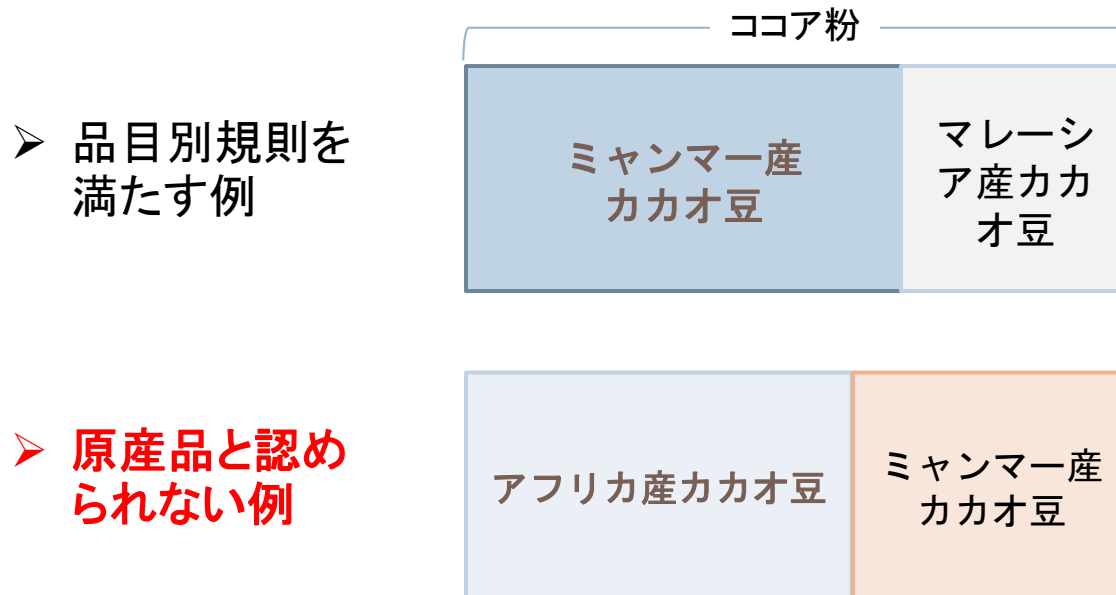
食料品に見られる特有の原産地基準

アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール

①ココア粉(第18.05項)

●シンガポール協定 第1805.00号品目別規則:

第1805.00号の産品への他の項の材料からの変更(非原産材料である第18.01項のカカオ豆を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される場合に限る。)



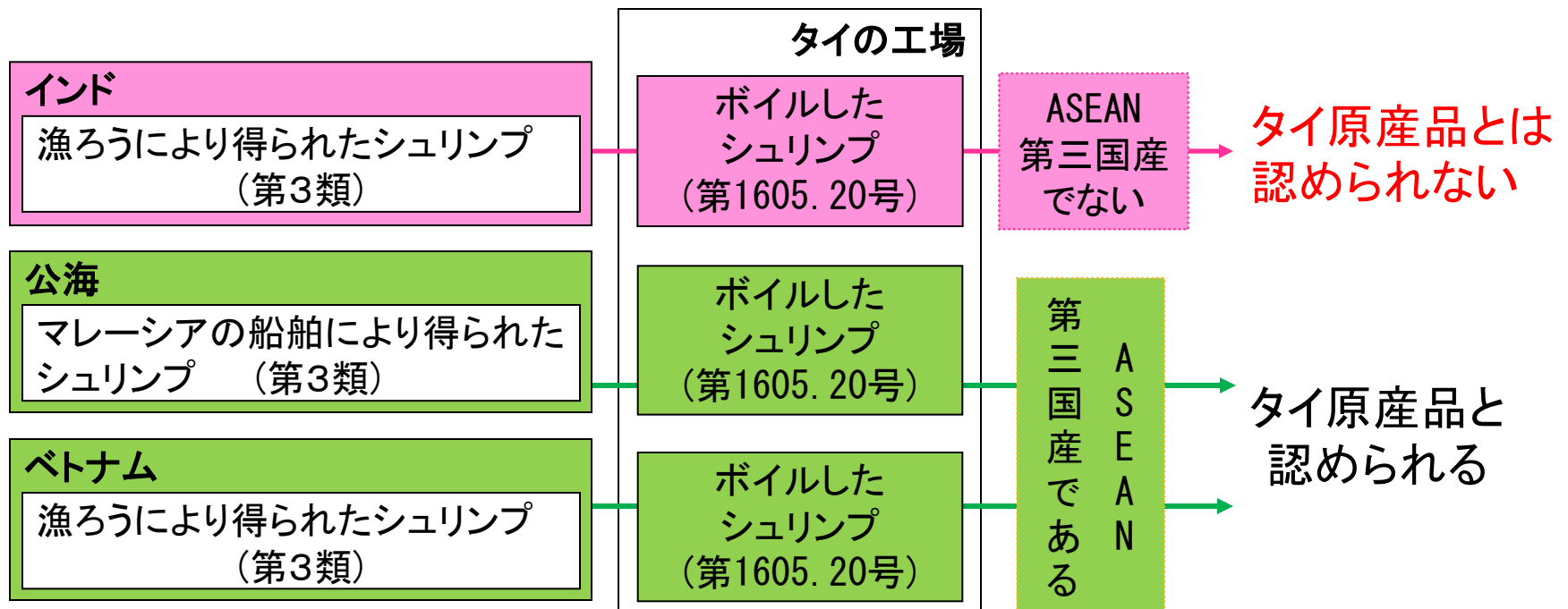
➡ アセアン加盟国産以外のカカオ豆(第18.01項)を使用した場合、シンガポール協定税率は適用できない。

アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール

②魚介類等の調製品

●タイ協定 第1605.20号品目別規則:

他の類の材料からの変更(第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。)



➡ アセアン加盟国産以外の魚(第3類)を使用した場合は、タイ協定税率は適用できない。

IOTC登録船舶漁獲材料の使用の許諾ルール

Indian Ocean Tuna Commission(インド洋まぐろ類委員会)



●タイ協定 第1604.14号品目別規則

まぐろ、かつお、
はがつおの調製品

第1604.14号の産品への他の類の材料からの変更(第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがIOTCの登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる場合に限る。)

↓
漁獲後、生産される締約国までの運送については以下のとおり

第16類の注釈1

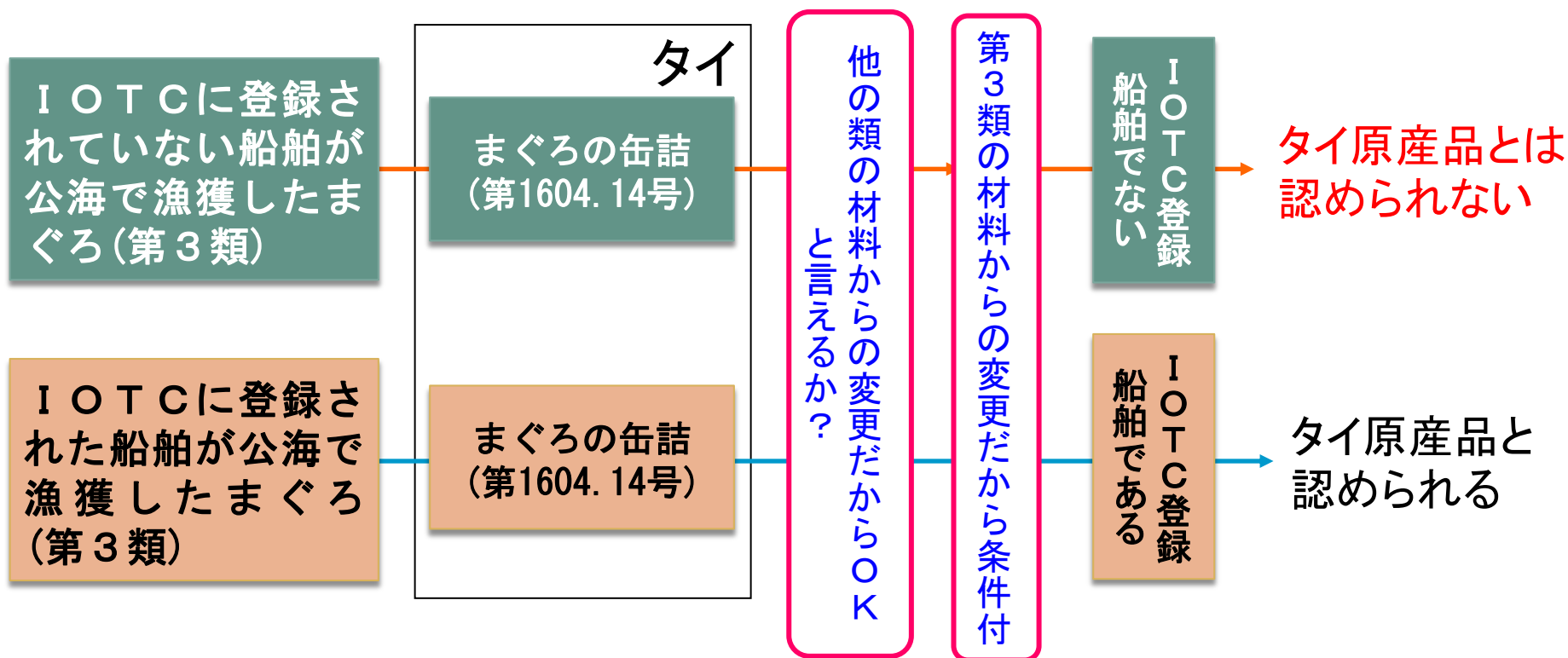
第1604.14号の適用上、インド洋まぐろ類委員会の登録簿(以下この協定において「IOTCの登録簿」という。)への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる非原産材料は、当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要な作業以外のいかなる作業も行われることなく、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に輸送されなければならない。

【参考】フィリピン協定原産地規則にも同様にIOTC船舶で漁獲された非原産材料の使用を許諾する規定が存在する。

IOTC登録船舶漁獲材料の使用の許諾ルール

タイ協定 第1604.14号品目別規則:

他の類の材料からの変更 (第3類の非原産材料がIOTCの登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる場合に限る。)



材料であるまぐろ(第3類)は、IOTC登録船舶により「漁獲され」なければ、タイ協定税率は適用できない。

アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール等の比較対照表

HS番号	シンガポール	マレーシア	タイ	フィリピン	ブルネイ	インドネシア	ベトナム
第4類	—	—	—	—	○	—	—
第7類	—	—	○	—	—	—	—
第11類	—	—	—	—	○	—	—
第16類	○	○	○	—	○	—	—
第17類	—	—	—	—	○	—	—
第18—20類	○	○	○	○	○	—	—
第29類	—	—	—	—	○	—	—
IOTC(第16類)	—	—	○	○	—	—	—

(注)○印は対応する類に規則が存在することを表すだけであってその類のすべてが該当するものではない。

日インドEPAにおける農水産品の規則

インド協定では、**農産品（及び繊維製品）**の品目別規則の多くは、加工工程基準で規定されている。

(例) 日インド協定 第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物等

03.01 - 03.07	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において <u>完全に得られるものであること。</u>
---------------	--



同様の規則が第1類から第25類、第29類、第35類、第38類、第50類から第53類の一部の品目に規定されている。



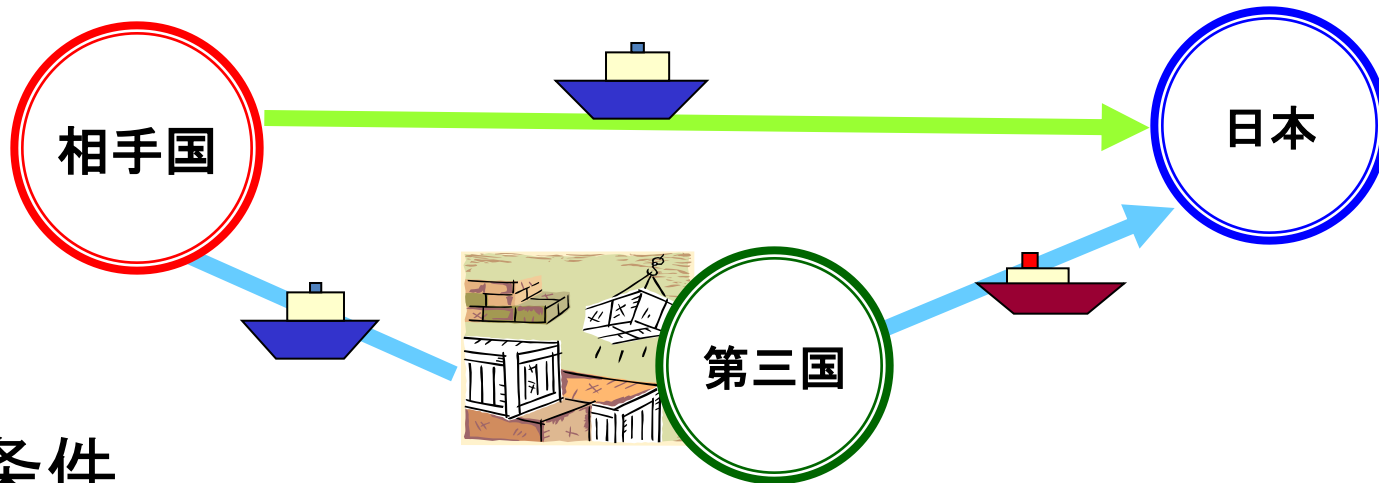
上記品目のうち、第1類から第14類のすべての品目、第16類、第21類、第22類、第25類、第50類から第53類の一部品目については、僅少の非原産材料の枠も存在しないため、少しでも非原産材料が使用されている場合は、製品は原産品と認められない。

実質的な確認を行なうために押さえておくべき知識③

積送基準

積送基準

貨物が日本に到着するまでに原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準



■条件

- 直接運送されること
- 第三国を経由する場合には、当該第三国において許容される作業は、積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業のみ

実質的な確認をより適正に行なうために

原産地認定のケーススタディ

①シュガーコーン(第1905.32号)

日インドネシア協定

②冷凍食品(貝柱調製品)(第16.05項)

-1 日ベトナム協定

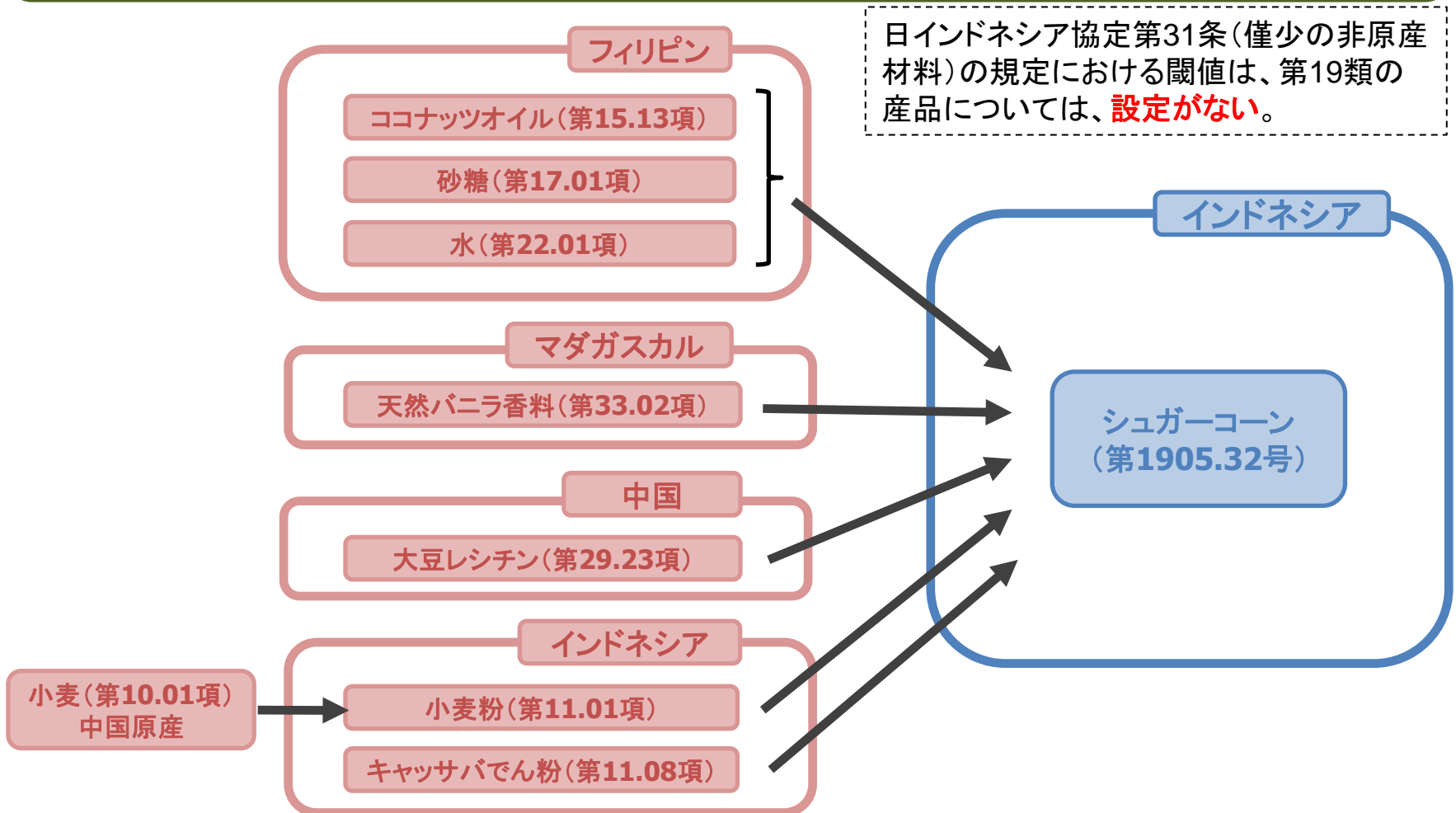
-2 日アセアン包括協定

① シュガーコーン(第1905.32号)

日インドネシア協定 品目別規則

1101.00-1102.10 第1101.00号又は第1102.10号の製品への他の類の材料からの変更(第10類からの変更を除く。)

1905 第19.05項の製品への他の類の材料からの変更(第10類又は第11類の材料からの変更を除く。)



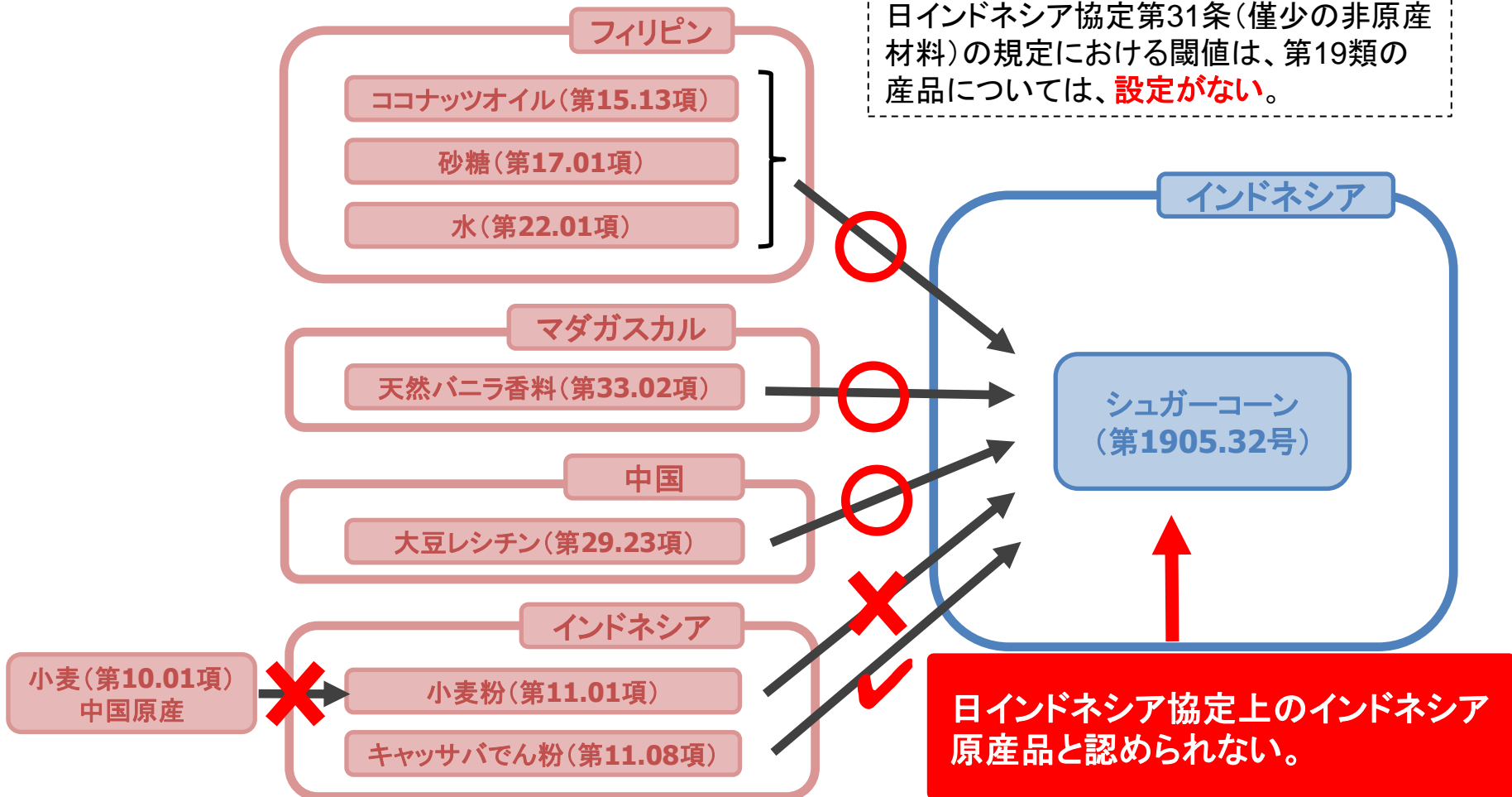
① シュガーコーン(第1905.32号)

日インドネシア協定 品目別規則

1101.00-1102.10 第1101.00号又は第1102.10号の製品への他の類の材料からの変更(第10類からの変更を除く。)

1905 第19.05項の製品への他の類の材料からの変更(第10類又は第11類の材料からの変更を除く。)

日インドネシア協定第31条(僅少の非原産材料)の規定における閾値は、第19類の製品については、**設定がない**。



②-1 冷凍食品(貝柱調製品)(第16.05項)

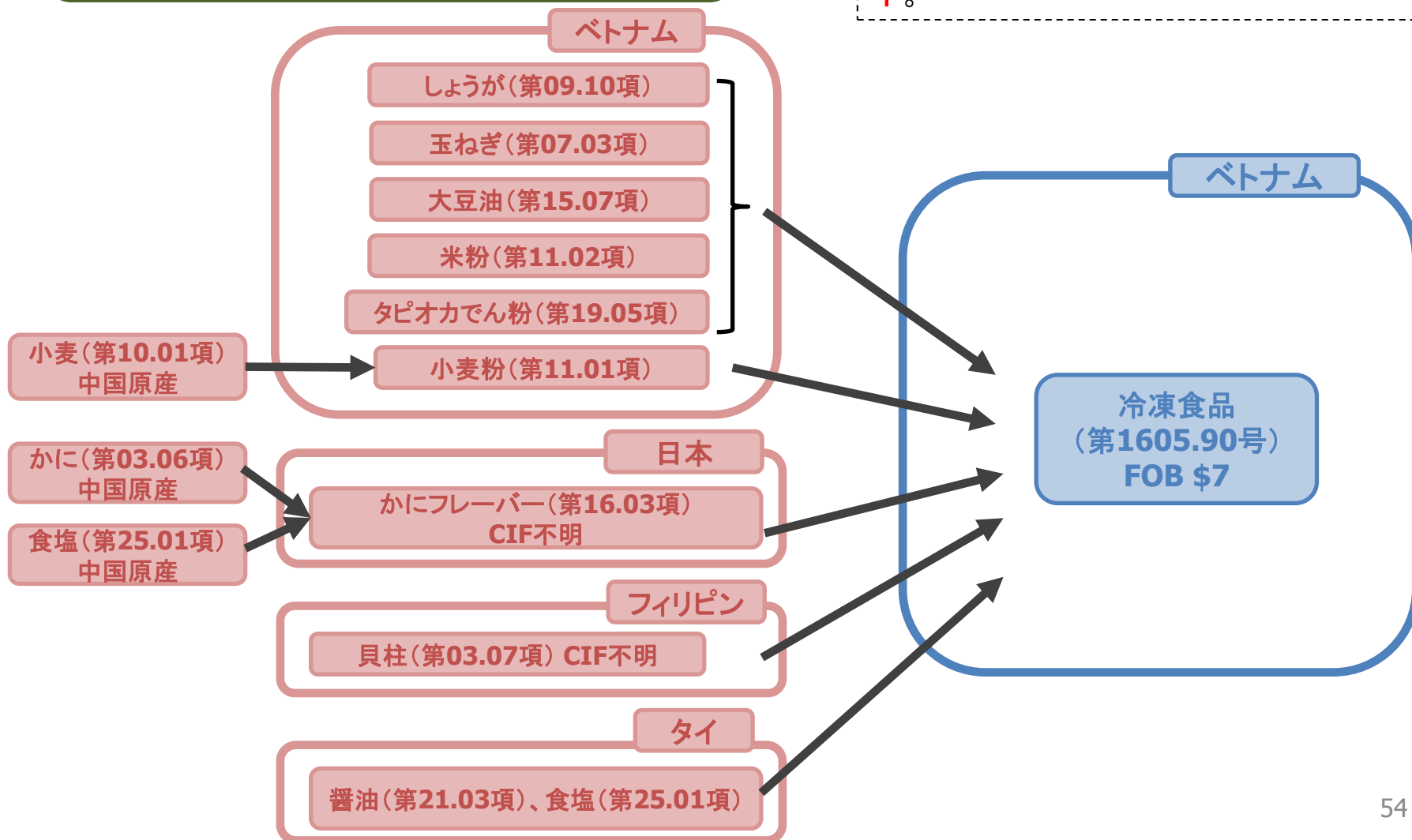
日ベトナム協定 品目別規則

1101.00 CC

1603.00 CC

1605.90 CC (第3類からの変更を除く。)

日ベトナム協定第28条(僅少の非原産材料)の規定における閾値は、第16類の産品については、**産品のFOB価額の10%以下**。



②-1 冷凍食品(貝柱調製品)(第16.05項)

日ベトナム協定 品目別規則

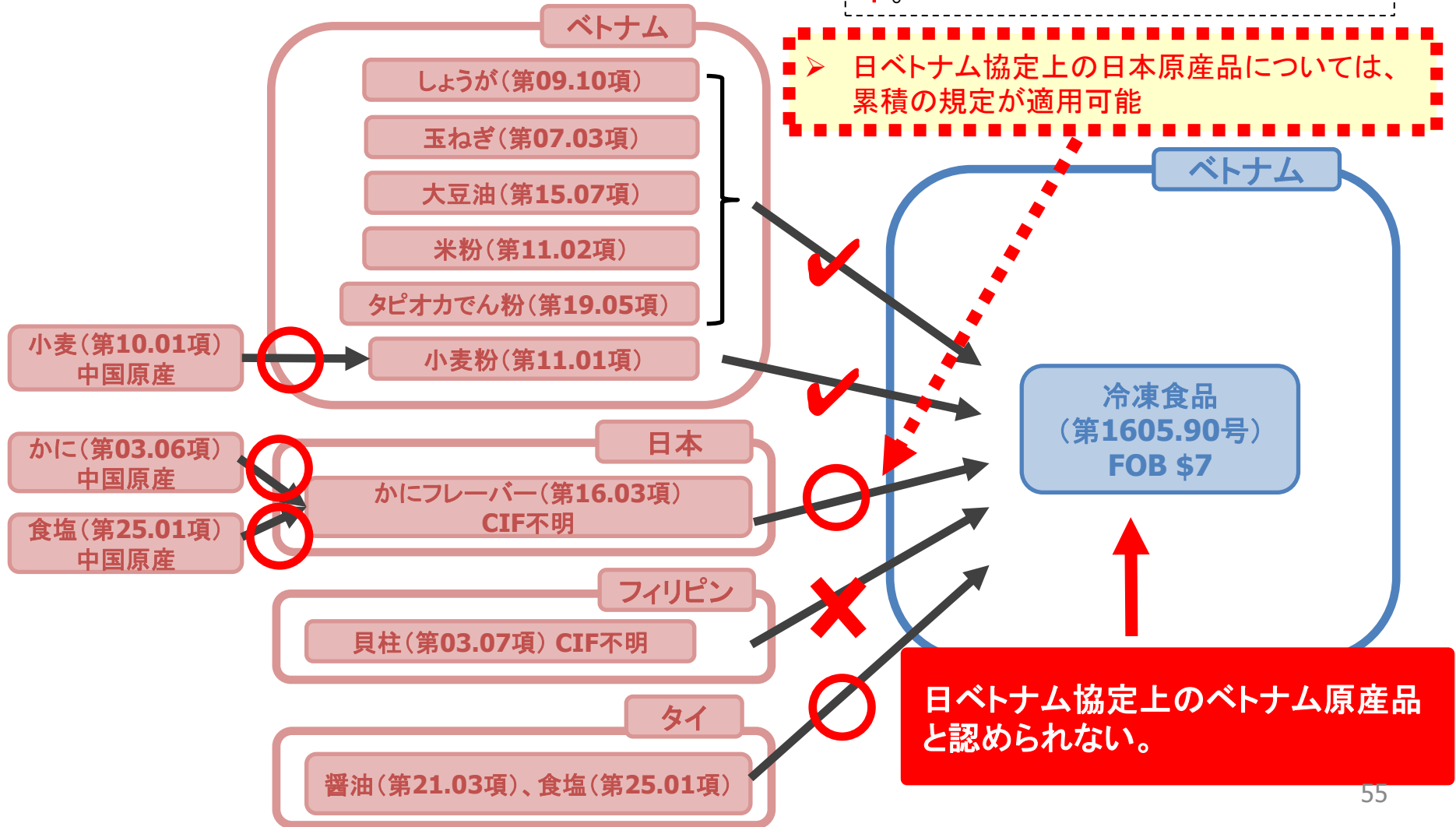
1101.00 CC

1603.00 CC

1605.90 CC (第3類からの変更を除く。)

日ベトナム協定第28条(僅少の非原産材料)の規定における閾値は、第16類の産品については、**産品のFOB価額の10%以下**。

➤ 日ベトナム協定上の日本原産品については、**累積の規定が適用可能**



日ベトナム協定上のベトナム原産品と認められない。

②-2 冷凍食品(貝柱調製品)(第16.05項)

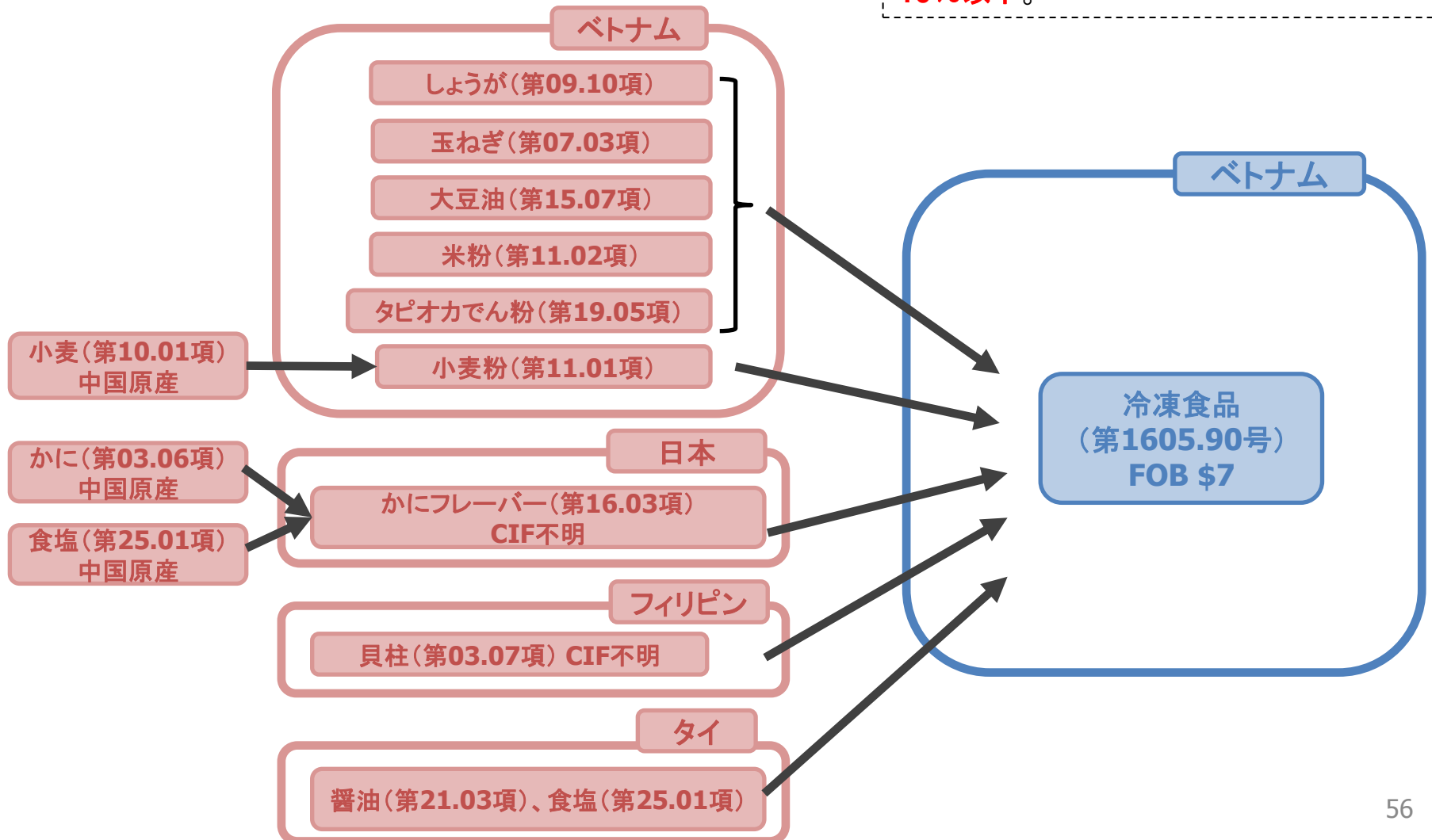
日アセアン包括協定 品目別規則

1101.00 CC

1603.00 CC

1605.90 CC (第3類からの変更を除く。)

日アセアン包括協定第28条(僅少の非原産材料)の規定における閾値は、第16類の製品については、**製品のFOB価額の10%以下**。



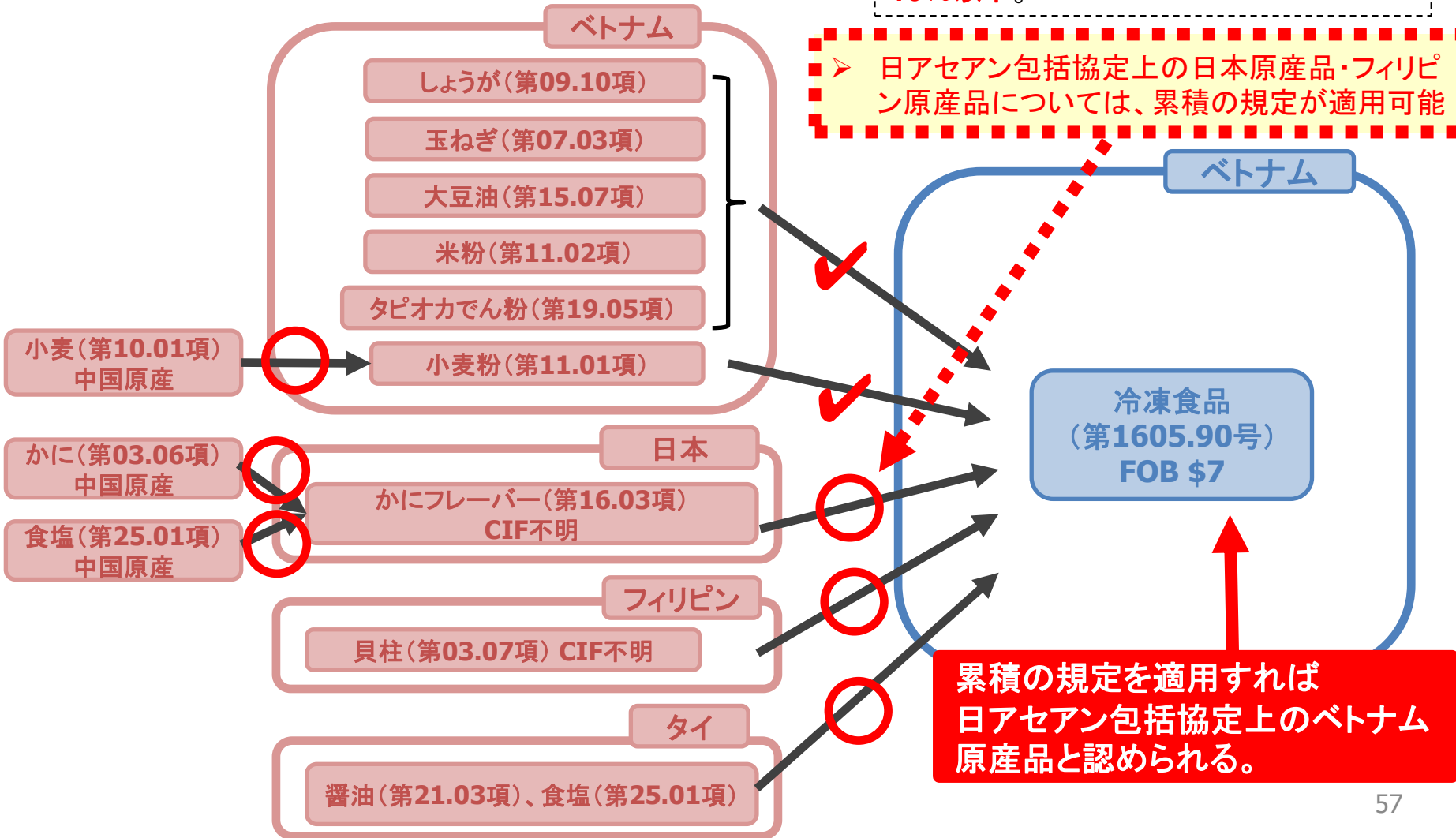
②-2 冷凍食品(貝柱調製品)(第16.05項)

日アセアン包括協定 品目別規則

1101.00 CC
 1603.00 CC
 1605.90 CC (第3類からの変更を除く。)

日アセアン包括協定第28条(僅少の非原産材料)の規定における閾値は、第16類の製品については、**製品のFOB価額の10%以下**。

➤ 日アセアン包括協定上の日本原産品・フィリピン原産品については、累積の規定が適用可能



形式的な確認を行なうために押さえておく
べき知識①

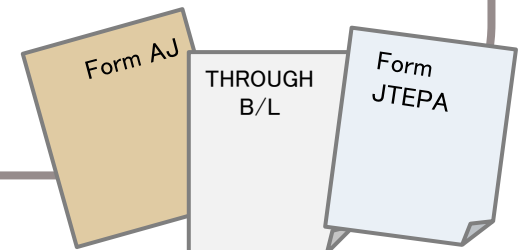
手続的規定

(税関における手続き)

税関における手続き

特恵適用のための手続要件

- ①特恵税率(原産国)の申告をすること
- ②輸入申告の添付書類として、原産地証明書、積送基準を満たす書類を提出すること
- ③税関が原産性について疑義がある場合には、疎明資料の提出などの検証に応じること



原産品であることを証明した書類

- ① 第三者証明制度に基づく原産地証明書
 - 商工会議所等の公的機関が証明する原産地証明書
(アジア各国との二国間協定等で採用)

- ② 認定輸出者による原産地申告
 - 輸出国の政府が認定した者のみ自己証明が可能
(スイス協定、ペルー協定、改正メキシコ協定で採用)

有効期間は原則発給から1年間

原産地申告

以下の3つの協定では、原産品であることを証明する書類として、原産地証明書のほか認定輸出者が作成した原産地申告を用いることができる。

スイス協定

「"The exporter of the products covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of (産品の原産地(Switzerland)) preferential origin.“」

メキシコ協定

“The exporter of the goods covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of Japan/Mexico preferential origin under Japan-Mexico EPA/Mexico-Japan EPA.”

ペルー協定

「“The exporter of the goods covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of (産品の原産地) preferential origin under Japan-Peru EPA/Peru-Japan EPA.

(場所及び日付**)”」

(**)「場所及び日付」については、原産地申告が記載された商業上の文書上に別途記載がある場合は、省略可。

申告文は関係する産品について特定できるよう十分詳細に記述された仕入書、納品書その他の商業文書上に作成する。

積送基準を満たしていることを証明する書類

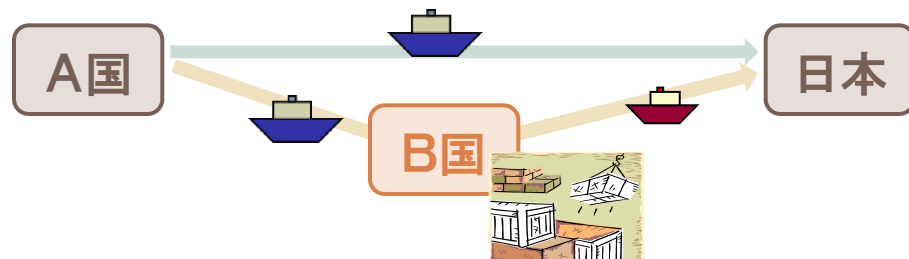
☆ 運送要件証明書 :

- ① 通し船荷証券の写し
- ② 積替国の官公署が発給した証明書
- ③ 税関長が適当と認めるもの

☆ 直接運送 ⇒ 運送要件証明書の提出は不要

☆ 第三国経由 ⇒ 運送要件証明書の提出が必要

貨物について、運送上の理由による積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品のための経由



税関における手続き

書類の提出時期

□ 締約国原産地証明書：輸入申告時（関税法施行令第61条第4項）

・ただし、次の場合には原則として2か月以内の適当な期間、
原産地証明書の提出猶予の取扱いが可能（関税法基本通達68-5-15, 16）

- 災害その他やむを得ない理由がある場合
- 許可前引取（BP）を行なう場合

・特例申告に係る貨物は、原産地証明書の提出は不要

- 保存義務のみ
- 取得期限は特例申告時まで

（提出免除：関税法基本通達67-3-4、保存義務：関税法施行令第4条の12）

□ 運送要件証明書：輸入申告時（関税法施行令第61条第8項）

税関における手続き

書類の提出免除

□ 原産地証明書（関税法施行令第61条第1項第2号イ）

- ・課税価格の総額が20万円以下の貨物
- ・輸入国が提出を免除する貨物
（EPAに関しては具体的な製品の指定はない。）

□ 運送要件証明書（関税法施行令第61条第1項第2号ロ）

- ・課税価格の総額が20万円以下の貨物

形式的な確認を行なうために押さえておくべき知識②

手続的規定

(原産地証明書の記載事項と記載に不備のある場合の取り扱い)

それぞれのEPA原産地証明書における必要的記載事項

<p>1. Exporter's Name, Address and Country:</p> <p>輸出者の名称、住所、国名</p>	<p>Certification No. _____</p> <p>Number of page _____</p>	
<p>2. Importer's Name or Consignee's Name (if applicable), Address and Country:</p> <p>輸入者の名称、住所、国名</p> <p>「運及発給」の場合、第3欄に船積日を記入。</p>	<p>AGREEMENT BETWEEN THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP</p> <p>CERTIFICATE OF ORIGIN Form VJ Issued in Vietnam</p>	
<p>3. Transport details (means and route) if known:</p> <p>輸送の手段及び経路 (分かる範囲で)</p> <p>積出港、積替港、荷卸港、船名又はフライト番号を分かる範囲で記入。</p>		
<p>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s):</p> <p>HS2007 版、6桁</p> <p>それぞれの産品ごとの品番 (必要に応じて)、記号及び番号、包装の個数及び種類、HS番号、品名</p> <p>品目別規則に特定の品名が記載されているものについては、当該特定の品名を記入。 (例えば、第0910.99号のうちカスター、第1515.90号のうち桐油及びその分別物など)</p> <p>HS第50類から第63類までの各産品の品名については、以下の事項を記入。 ・ 他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料 ・ 当該他方の締約国又は当該第三国の領域において行われた工程又は作業 ・ 当該他方の締約国又は当該第三国の国名 (当該材料が産品の生産に使用された場合に限る。)</p> <p>「再発給」された原産地証明書の有効期間は、当初の原産地証明書の発給日から1年間。</p>		
<p>8. Remarks:</p> <p>原産地証明書が運及発給される場合には、発給出典により、「ISSUED RETROACTIVELY」と記入される。 紛失等の理由により原産地証明書が「再発給」される場合には、以下のとおり。(①又は②のいずれでも可) ① 新規の番号を付した新規の原産地証明書を発給: 第8欄に当初の原産地証明書の発給日と証明番号を記入。当初の原産地証明書は無効となる。 ② 当初の原産地証明書の「真真正正写し」を発給: 第8欄に「CERTIFIED TRUE COPY」を記入。当初の原産地証明書の発給日の記載も必要。</p>	<p>9. Declaration by the exporter:</p> <p>I, the undersigned, declare that:</p> <ul style="list-style-type: none"> the above details and statement are true and accurate. the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; the country of origin of the good(s) described above is _____ <p>Place and Date: _____</p> <p>輸出者の国名を記入。</p> <p>輸出者 (又は代理人) による記入。 ・ 証明書申請の日付 ・ 署名 (自署又は署名の形状の印字)</p> <p>Signature: _____</p> <p>Name (printed): _____</p> <p>ゴム印は不可</p> <p>Company: _____</p> <p>10. Certification</p> <p>It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.</p> <p>Competent governmental authority or Designee office: _____</p> <p>輸出締約国の権限のある当局又は指定団体による記入。 ・ 日付 (原則として船積日を含まその日から3日以内 ⇒ それより後の発給を運及発給として扱う。) ・ 押印 (手押し又は印影の形状の印字) ・ 署名 (自署又は署名の形状の印字)</p> <p>Stamp: _____</p> <p>Place and Date: _____</p> <p>Name (printed): _____</p> <p>Signature: _____</p> <p>ゴム印は不可</p>	

- 現在、我が国が締結しているEPA(13本)上の原産地証明書における必要的記載事項
- 記載に不備の無い原産地証明書を用意することが大原則
- 税関ウェブサイトに掲載 <http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm>

原産地証明書の記載事項と留意点

原産地証明書の記載事項は、主に以下の(1)から(3)の項目から構成されている。

(1) 真正性に係る項目

(2) 同一性に係る項目

(3) 原産性に係る項目

タイ発給の
日タイ経済連携協定原産地証明書

<p>1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country)</p> <p>ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A,MUANG CHIANGMAI THAILAND</p> <p>2</p>		<p>Reference No. 0000-00</p> <p>AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate)</p> <p>FORM JTEPA</p> <p>THAILAND Issued in..... (country)</p> <p>1</p>	
<p>2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country)</p> <p>ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN</p>		<p>3. Means of transport and route (as far as known)</p> <p>FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD DATE : January 12, 2011 VESSEL : ZEIKANMARU</p>	
<p>4. For official use</p> <p>"ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is 12/1/2011"</p> <p>1</p>		<p>5. Item number</p> <p>1.</p>	
<p>6. Marks and numbers of packages</p> <p>NO MARK</p>		<p>7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)</p> <p>1,000CTNS TOMATO KETCHUP</p> <p>HS CODE:2103.20 "DMI"</p> <p>2</p> <p>3</p>	
<p>8. Origin criterion (see Notes Overleaf)</p> <p>"PS"</p> <p>3</p>		<p>9. Gross weight or other quantity</p> <p>20,000 kg</p>	
<p>10. Number and date of invoice</p> <p>ZP001 January 19,2011</p> <p>2</p>		<p>11. Declaration by the exporter</p> <p>The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in THAILAND (exporting country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN (importing country)</p> <p>CHIANGMAI January 19, 2011</p> <p>輸出者署名</p>	
<p>12. Certification</p> <p>It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.</p> <p>登録印影</p> <p>CHIANGMAI 登録署名 January 19, 2011</p> <p>1</p>		<p>No. 000000</p>	

1 真正性に係る項目

2 同一性に係る項目

3 原産性に係る項目

①真正性に係る項目

- ✓様式
- ✓印影・署名
- ✓有効期間・遡及発給の記載
- ✓修正・再発給の記載 等

②貨物の同一性に係る項目

- ✓品名、数量等
- ✓インボイス番号、輸出入者名
- ✓特別な品名・説明の記載 等

③原産性に係る項目

- ✓HS番号
- ✓特惠基準 等



ORIGINAL

日タイEPAの場合
(COの必要的記載事項)

①真正性に係る項目の確認
(真正に発給されたものか)

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A,MUANG CHIANGMAI THAILAND		Reference No. 0000-00	
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN		AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA THAILAND Issued in..... (country)	
3. Means of transport (route as far as known) FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD January 12, 2011		4. For official use "ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is 12/1/2011"	
5. Packages; description of goods where appropriate and HS code of the	8. Origin criterion (see Notes Overleaf)	9. Gross weight or other quantity	10. Number and date of invoice
1. NO MARK 50Bags ACETYLATED STARCH	"PS"	50,000 kg	ZP002 ZF001 January 19,2011
11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in THAILAND (exporting country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN (importing country) CHIANGMAI January 19, 2011 Place and date, signature of authorised signatory		12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. CHIANGMAI January 19, 2011 Place and date, signature and stamp of certifying authority	

様式は規定のものか

軽微な誤りは、税関の判断で受け入れ可能

遡及発給の場合、(タイ協定の場合船積日翌日以降の発給)
「ISSUED RETROACTIVELY」と船積日の記載が必要

修正・追記箇所毎には、証印・署名が必要

有効期限内のものか、印影署名は登録されたものか

登録印影

輸出者署名

登録署名



ORIGINAL

日タイEPAの場合
(COの必要的記載事項)

② 同一性に係る項目の確認
(申告貨物と記載貨物は同一か)

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A,MUANG CHIANGMAI THAILAND		Reference No. 0000-00 AGREEMENT BETWEEN	
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN		Issued in..... THAILAND (country)	
3. Means of transport and route (as far as known) FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD DATE : January 12, 2011 VESSEL : ZEIKANMARU		4. For official use "ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is 12/1/2011"	
5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)	8. Origin criterion (see Notes)
1.	NO MARK	50Bags ACETYLATED STARCH HS CODE:3505.10	"PS"
			9. Gross weight or other 50,000 kg
			10. Number and date of invoice ZP001 January 19,2011
11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in THAILAND (reporting country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN (importing country) CHIANGMAI January 19, 2011 Place and date, signature of authorised signatory		12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. 登録印影 輸出者署名 CHIANGMAI 登録署名 January 19, 2011 Place and date, signature and stamp of certifying authority	

取引関係が輸入申告と合致しているか。

1. NO MARK 50Bags ACETYLATED STARCH "PS" 50,000 kg ZP001 January 19,2011

記載された品名、数量が輸入申告貨物と合致するか確認。

登録印影

輸出者署名

登録署名



ORIGINAL

日タイEPAの場合
(COの必要的記載事項)

③ 原産性に係る項目の確認
(どのような原産品であると証明されているか)

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A,MUANG CHIANGMAI THAILAND	Reference No. 0000-00 AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA THAILAND Issued in..... (country)
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN	
3. Means of transport and route (as far as known) FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD DATE : January 12, 2011 VESSEL : ZEIKANMARU	4. For official use "ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is 12/1/2011"

HS2002版、6桁番号を記載する。

1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.	10.
1.	NO MARK			1.	2.	3.	Origin criterion (see Notes Overleaf)	Gross weight or other quantity	Number and date of invoice
				1.			"PS"	50,000 kg	ZP001 January 19,2011

HS CODE:3505.10

"DMI"
"ACU"

Origin criterion
WO:完全生産品
PE:原産材料のみから生産される製品
PS:実質的変更基準を満たす製品

第7欄
・僅少の非原産材料の規定を適用した場合は"DMI"
・累積の規定を適用した場合は"ACU"を記載する。

12. Certification
It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.

登録印影

CHIANGMAI January 19, 2011
Place and date, signature and stamp of exporting authority

輸出者署名

CHIANGMAI January 19, 2011
Place and date, signature and stamp of importing authority

No. 000000



ORIGINAL

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country)
ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD.
 1111-1 CENTER BLD.
 WATKET A,MUANG CHIANGMAI
 THAILAND

Reference No. **0000-00**

AGREEMENT BETWEEN
 THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN
 FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP
 CERTIFICATE OF ORIGIN
 (Combined declaration and certificate)

2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country)
ZEIKAN SHOJI CO.,LTD.
 2-7-11 AOMI, KOTO-KU,
 TOKYO, JAPAN

FORM JTEPA

THAILAND
 Issued in.....
 (country)

3. Means of transport and route (as far as known)
 FROM CHIANGMAI THAILAND
 TO TOKYO JAPAN BY SEA
 ON BOARD DATE : January 12, 2011
 VESSEL : ZEIKANMARU

4. For official use

**“ISSUED RETROACTIVELY,
 date of shipment is 12/1/2011”**

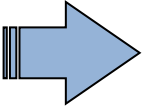
5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)	8. Origin criterion (see Notes Overleaf)	9. Gross weight or other quantity	10. Number and date of invoice
1.	NO MARK	50Bags ACETYLATED STARCH HS CODE:3505.10		50,000 kg	ZP002 January 19,2011

特惠基準の脱落という不備がある場合、このCOは有効か？

不備のある経済連携協定 (EPA) 原産地証明書等の取扱い
 ①不備のある原産地証明書が発行された場合においても、当該不備は、協定等の不備のない原産地証明書を有するものとして輸出に接続してはならない。
 ②原産地証明書が発行された場合であっても、輸入貨物が原産地でないこと又はEPAの特恵標準を適用するための要件を満たしていないことが判明した場合には、当該貨物についてはEPAの特恵標準の適用が認められない。

【EPA原産地証明書】 平成25年10月1日現在

品別	記載項目	不備の内容	取扱い	留意点
原産地証明書の記載事項	全項目共通	読みかた印字の誤り	無効	誤り発生時、自治体側から通知がある。
		原産地以外による記載	無効	コトがらみ記載は不可。
	様式	協定に規定された様式ではない(原産地証明書(協定)印刷用紙等に準拠して印刷されたものではない)	無効	2枚用紙が規定の様式ではない場合には、原産地調査等に相談してください。
		記載事項が協定を有さない等によって、協定、協定後記載される原産地証明書	無効	
		原本でない原産地証明書の提出	無効	協定その協定を有しない理由によりその協定を有しないものは無効。
		有効期間が経過した原産地証明書	無効	
	原産地証明書の記載事項	記載の範囲	無効	必要に応じて原産地調査等に相談してください。
		記載が不正確	無効	
		記載年月日、発給機関等の記載	無効	
		輸出業者の記載	無効	輸出業者が申請していることが明らかでない場合は無効。
特恵標準の記載事項	特恵標準の記載	特恵標準の記載	無効	協定に規定された特恵標準を有しない場合は無効。
	特恵標準の記載	特恵標準の記載	無効	
	特恵標準の記載	特恵標準の記載	無効	
	特恵標準の記載	特恵標準の記載	無効	
	特恵標準の記載	特恵標準の記載	無効	
	特恵標準の記載	特恵標準の記載	無効	
	特恵標準の記載	特恵標準の記載	無効	
	特恵標準の記載	特恵標準の記載	無効	
	特恵標準の記載	特恵標準の記載	無効	
	特恵標準の記載	特恵標準の記載	無効	



原則無効。ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合には有効。

11. Declaration by the exporter
 The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in THAILAND (reporting country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN (importing country)

CHIANGMAI January 19, 2011
 Place and date, signature of authorized signatory

12. Certification
 It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.

CHIANGMAI January 19, 2011
 Place and date, signature

登録印影

輸出者署名

登録署名

原産地証明書に記載される原産地基準の記号

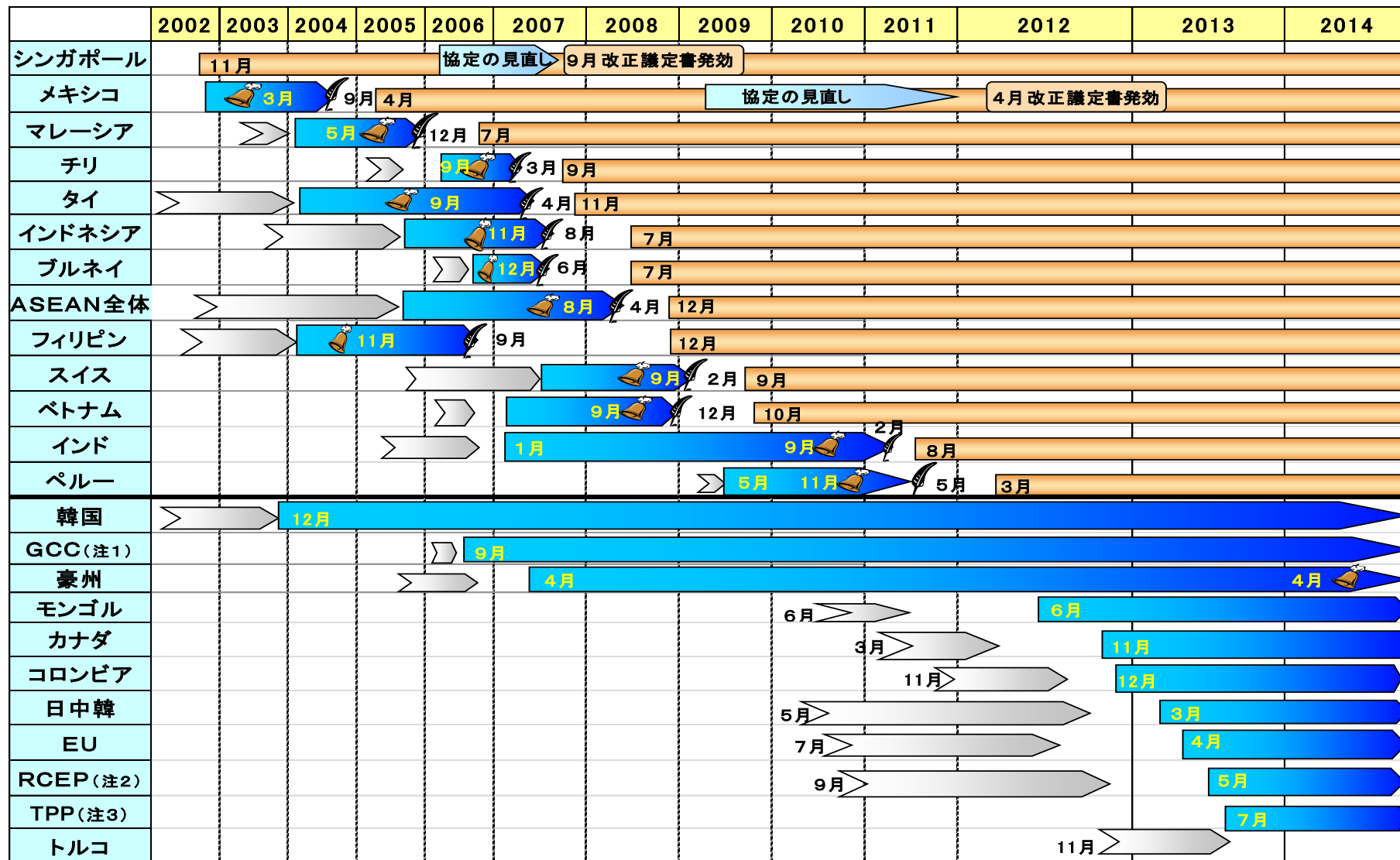
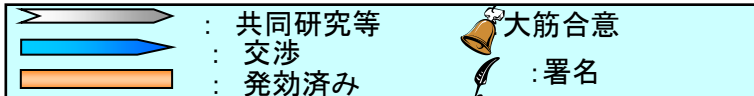
協定名		マレーシア インドネシア ブルネイ フィリピン	メキシコ	チリ	タイ	アセアン包 括	ベトナム	インド	ペルー	(参考) 一般特 恵 (GSP)	
完全生産品		A			WO			A	(a)	P	
原産材料のみから生産される産品		B			PE			B	(b)	W+ HS4桁	
実質的変 更基準を 満たす産 品	一般ルー ルを満た す産品	HSコード4桁 変更	—			CTH		B	—	W+ HS4桁	
		付加価値基準				RVC	LVC			—	
	品目別 規則を満 たす産品	関税分類変更 基準	C			PS	CTC		(c)	W+ HS4桁	
		付加価値基準					RVC				LVC
加工工程基準	SP										
その他 (D:各協定の条文を満たす産品、TPL:繊維製品 にかかる「適性証明書」が必要)		—	D TPL	D	—						
適用する 場合記載	累積	ACU							—	—	
	僅少の非原産材料	DMI							—		
	代替性のある産品及び 材料	FGM			—		IIM	FGM	—		

(注) 日シンガポール協定、日スイス協定の各原産地証明書には記載されない。 76

原産地手続を巡る諸外国の動向とわが国

原産地証明手続と検証手続

各国とのEPAの進捗状況 (2014年4月時点)



(注1)GCC(湾岸協力理事会) : アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン(計6か国)

(注2)RCEP(東アジア地域包括的経済連携)交渉参加国 : ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計16か国)

(注3)TPP(環太平洋パートナーシップ協定)交渉参加国 : シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本(計12か国)

各国のFTA証明手続の類型

← 輸出国政府が証明に関与 →

← 完全自己証明 →

第三者証明

輸出者の申告に基づき、輸出国政府(発給機関)が発給する原産地証明により、輸入者が特惠要求

取引毎の原産地証明、原本が必要(コピー、電子媒体不可)

アセアン、日本、中国、インド、アフリカ諸国

アセアンは、自己証明の導入に向け、認定輸出者自己証明のパイロットプロジェクトを一部実施中。

認定輸出者自己証明

輸出国政府が認定した認定輸出者が作成した原産地申告により、輸入者が特惠要求

取引毎の原産地証明、原本が必要(コピー、電子媒体不可)

EU、スイス

※日本が、スイス協定、ペルー協定、メキシコ協定で導入

EUは、2017年からGSPにつき登録輸出者自己証明(≒完全自己証明)の導入及び第三者証明の廃止を決定。

輸出者自己証明

輸出者が作成した原産地証明により、輸入者が特惠要求

マルチの原産地証明、コピー、電子媒体 可

カナダ、メキシコ(墨)、チリ、豪州、NZ

輸入者ベースの自己証明

①輸出者/製造者/輸入者が作成した原産地証明 OR
②輸入者が有する知識(原産地証明は不要)により、輸入者が特惠要求

マルチの原産地証明、コピー、電子媒体 可

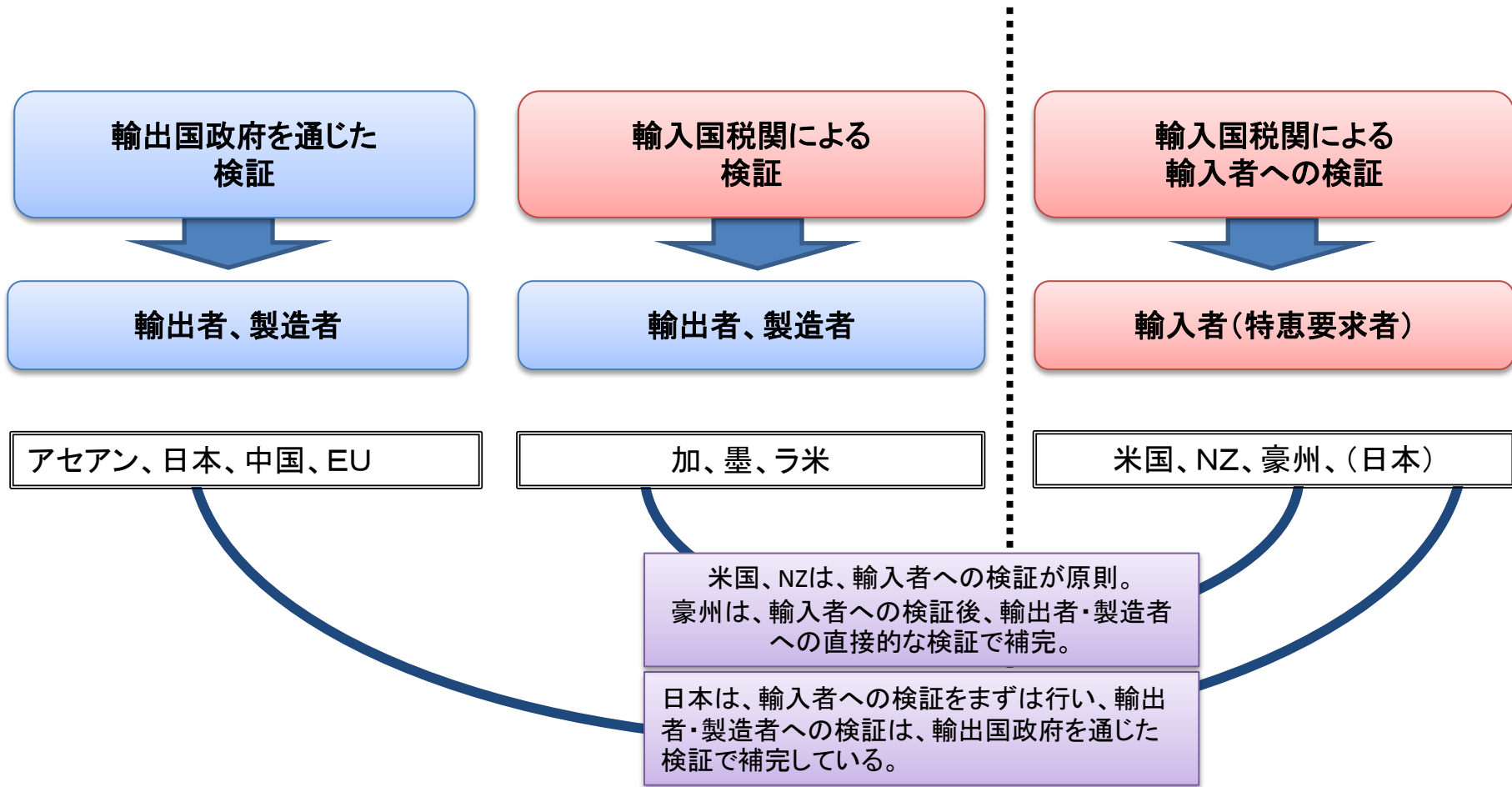
米国

米国は、NAFTA以降、輸入者もオプションとして原産地証明できる制度を導入(例:米韓、米チリ)。

【特惠申告(輸入申告)時に原則として提出が必要となる書類(日本)】

輸入申告書(原産地申告、特惠要求) + 原産地証明書

各国のFTA検証手続の類型



【検証時に提出が必要となる証拠資料の例】

- | | | |
|-----------------|----------------------------|---------------|
| ○総部品表(材料一覧表) | ○製造工程フロー図 | ○原材料の原産品との宣誓書 |
| ○生産指図書 | ○原材料の仕入書、帳簿、支払記録など | |
| ○契約書(対供給者、対輸出者) | ○各「材料・部品」の投入記録(在庫「蔵入蔵出」記録) | 等 |

EUにおける原産地手続の改善

第三者証明制度 (EUは一般特惠(GSP)やFTAにおいて第三者証明を選好していた)

2003年: 将来の原産地手続についてのEC政策提案書 (Green Paper) を提示

第三者証明制度につき、以下の問題があるとし、原産地手続の見直しを提起

- 貿易量の増大により、発給当局が発給時に全ての申請の原産性の審査を行うことが不可能
- 輸入者が発給当局の原産地証明を信用したことにつき善意の場合、原産品でないと判明しても輸入者に関税を請求できないケースが生じている
- 印影の登録や、検証の実施という、輸出国政府の義務が、適切になされていない
- 結果として受益を受ける輸出国の怠慢により、輸入国が経済的損失を受けている

2010年9月 加盟国合意、2010年11月法律改正

登録輸出者の自己証明制度 (2017年より GSPに導入。FTAも徐々に導入)

- 第三者証明制度を廃止し、輸出者に証明の責任を移行。
- 原産地証明書を原産地申告とし、輸入国税関が、ランダム若しくは原産性について疑義がある場合には、検証手続において確認
- 輸出国政府は、輸出者の登録を通じて、輸出者の法令遵守と、(輸入国税関からの要請に応じ) 検証手続における原産性の審査を責任を持って実施

米国における原産地手続の改善

輸出者自己証明制度 (NAFTA 1994年1月発効)

輸出者自己証明に係る問題点

(U.S. presentation at Oct. 2010 Self-Certification Pathfinder Workshop at Viet Nam, July 2011)

- 輸入者は、原産性を立証する証拠書類を有していても、輸出者から原産地証明(CO)を取得することが必要。
- 輸出者のミスでCOが正しく作成されない場合、原産品であっても、特惠税率が否認される。
- 輸入者は検証手続に参加できないにも関わらず、特惠税率の適用が否認された場合には、その差額の関税額を支払うことが必要。
- 輸出者への直接検証は、国を超えて行う調査であり、輸入国税関の負担が大きい

税関近代化法 (1993年発効) Informed ComplianceとShared Responsibilityの導入
(輸入者が輸入関連の法律に従う義務があることを明確化)

⇒この法律により、米国税関は、関税分類、関税評価と同様、輸入者が、原産地の証明内容に合理的な注意義務(reasonable care)を有しているとした。

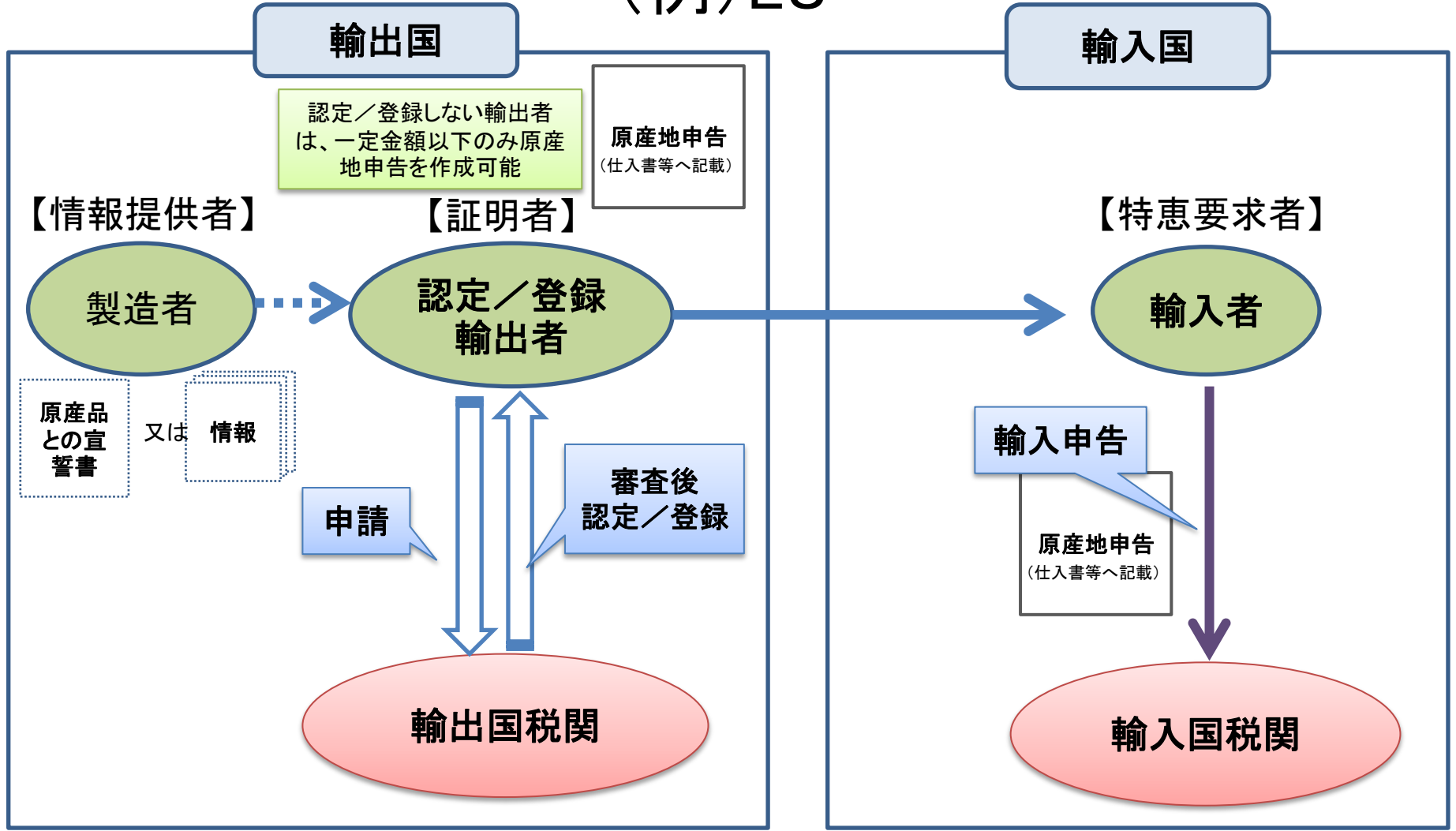
輸入者ベースの自己証明制度 (NAFTA以降のFTA (韓米FTA等))

- 輸出者、製造者又は輸入者が作成するCO、若しくは、輸入者が自己の知識に基づき輸入者が特惠税率の適用を要求。
- 輸入国税関の検証は、輸入者が対象となり、輸出者、製造者への検証は極力行わない。輸入者が情報を有しない場合には、輸入者のアレンジにより、輸出者や製造者が輸入国税関へ直接情報を提供。

原産地証明手続の比較①

「認定／登録輸出者による原産地申告」

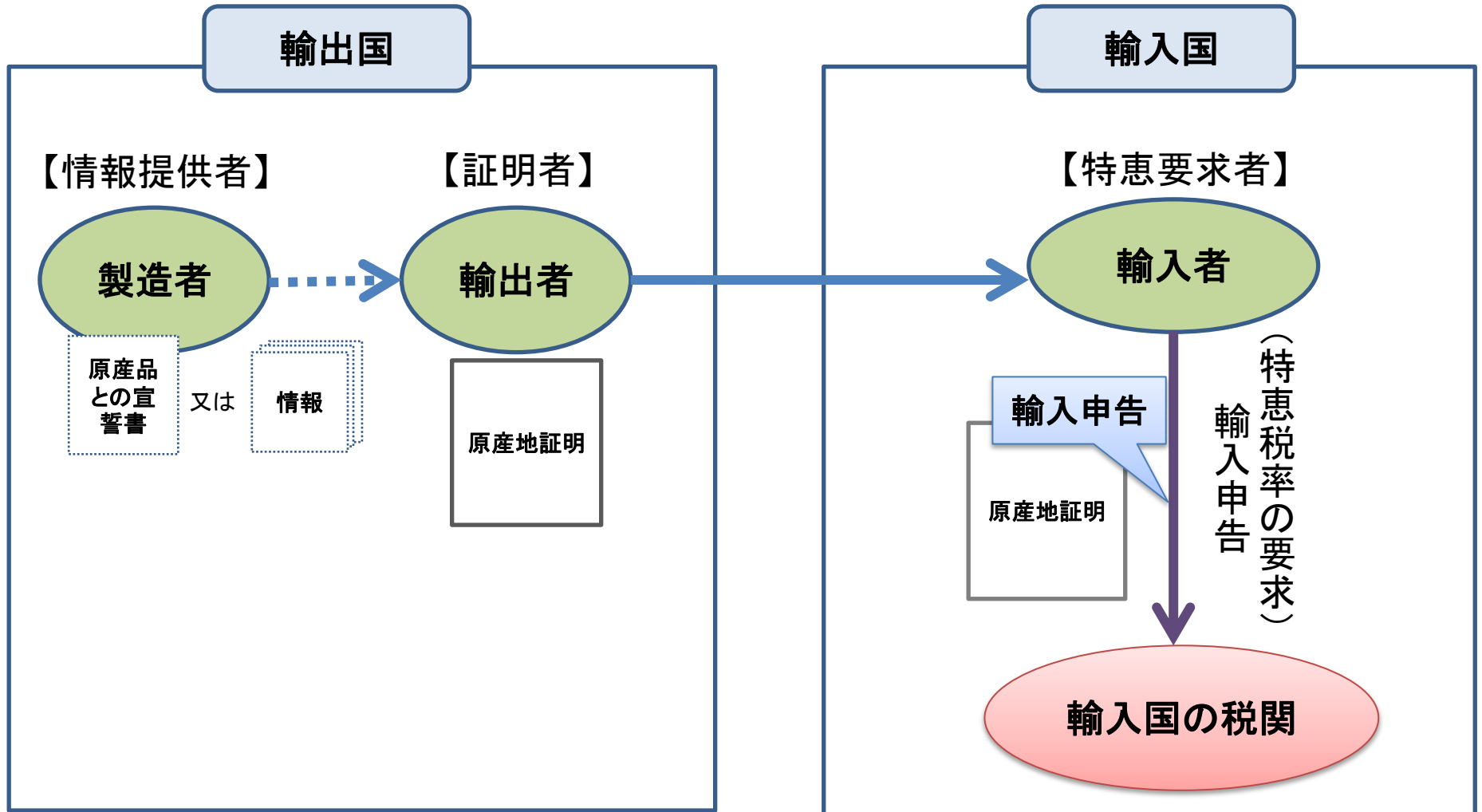
(例)EU



原産地証明手続の比較②

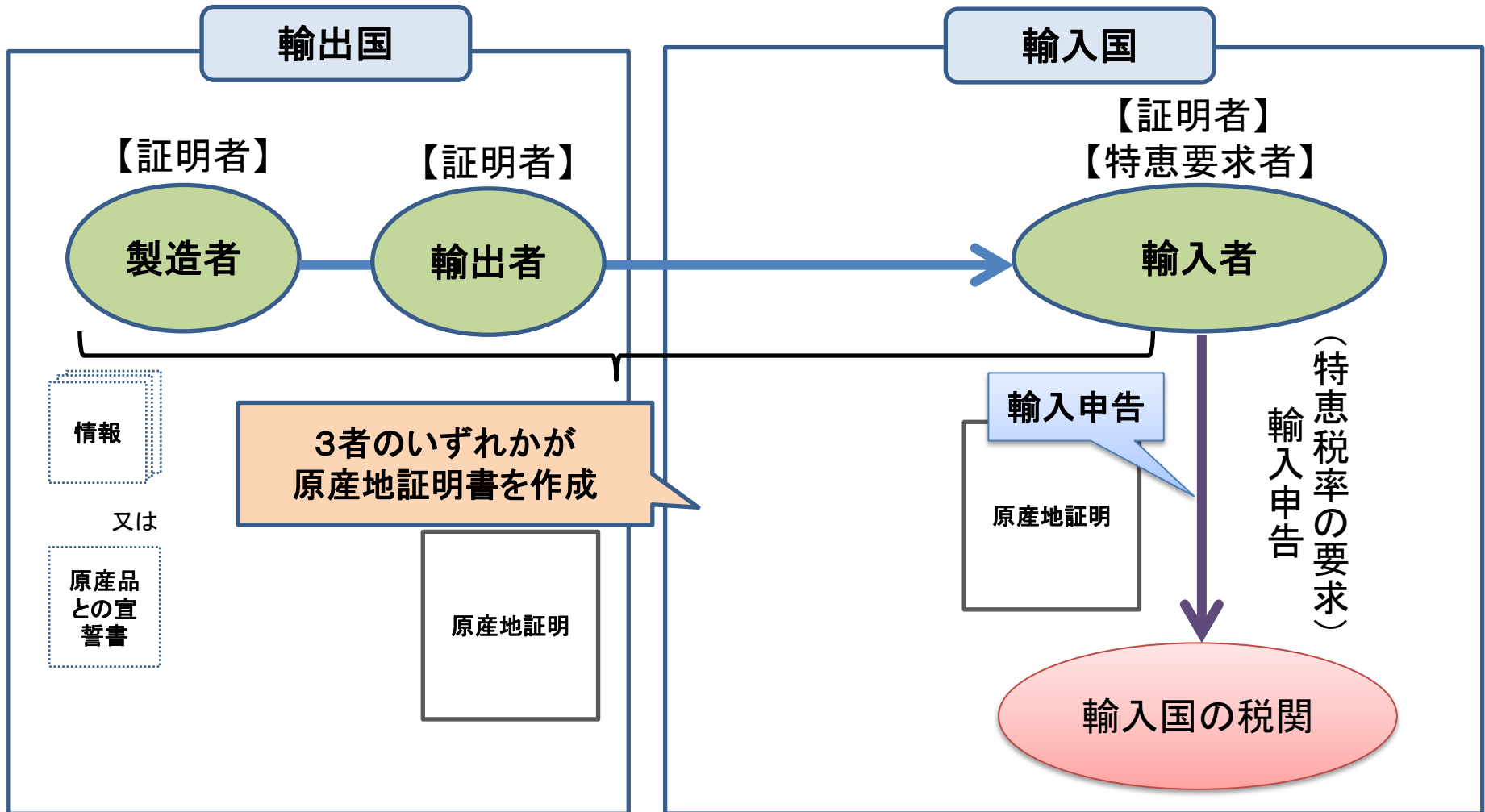
「輸出者による原産地証明」

(例) カナダ、メキシコ、豪州、NZ、チリなど



原産地証明手続の比較③

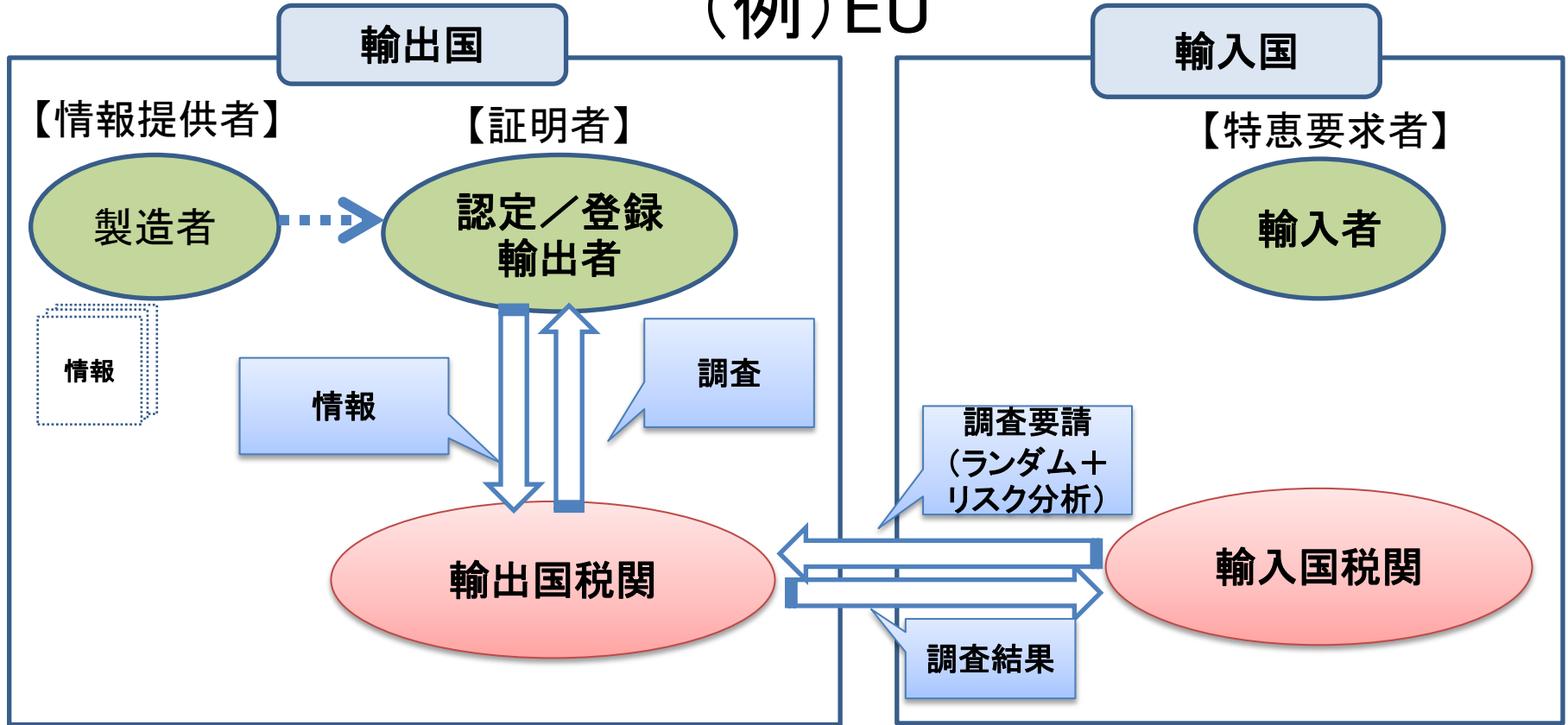
「輸入者、輸出者、製造者による原産地証明」 (例) 米国



各国の検証実務の比較①

「輸出国政府を通じた検証」

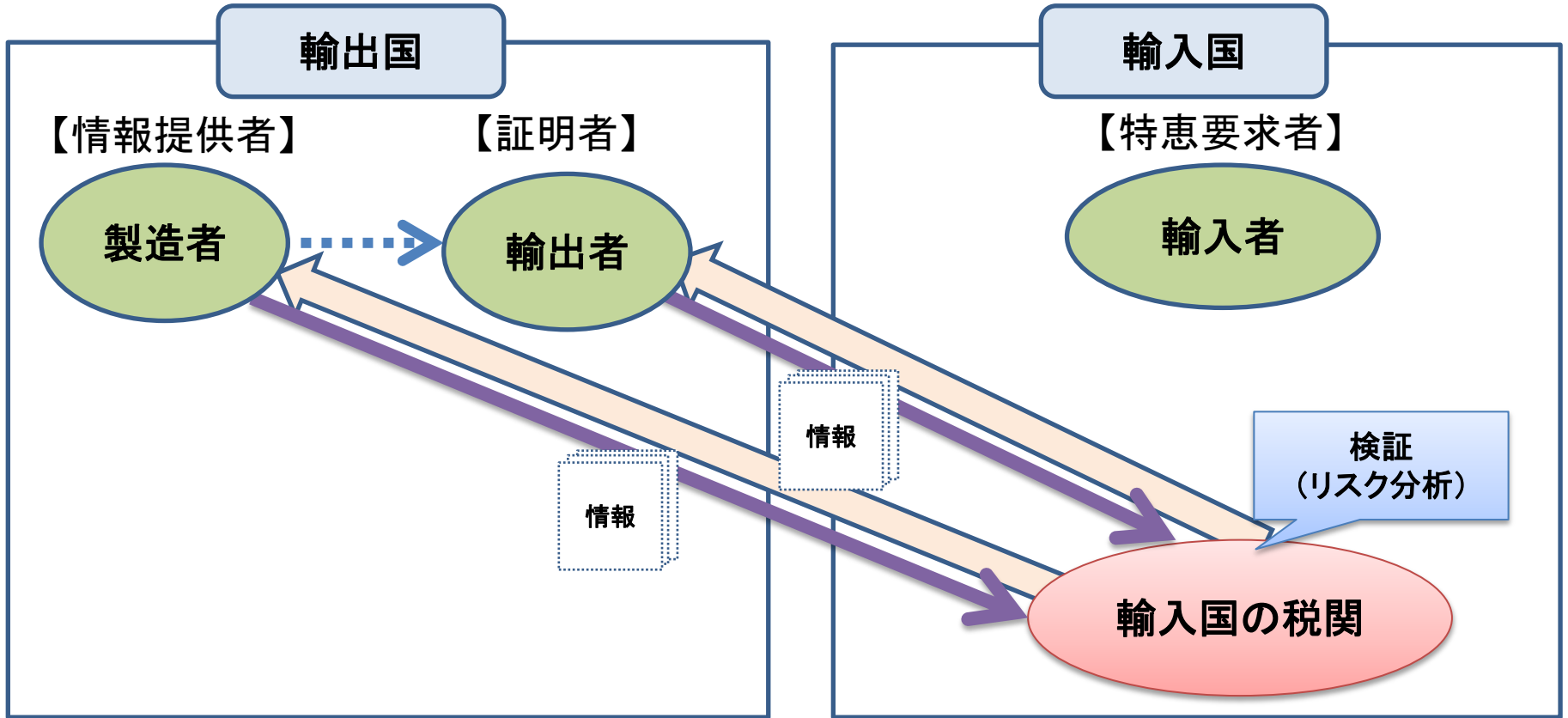
(例) EU



- 全ての検証は、輸出国において輸出国税関が輸出者に対して行う。
- ランダムによる検証及びリスクに基づく検証を行う。(例:EU 2013年1月～8月で韓国への書面検証数905件)

各国の検証実務の比較②

「(輸出者・製造者に対する)直接的な検証」
(例)カナダ、メキシコ、チリなど

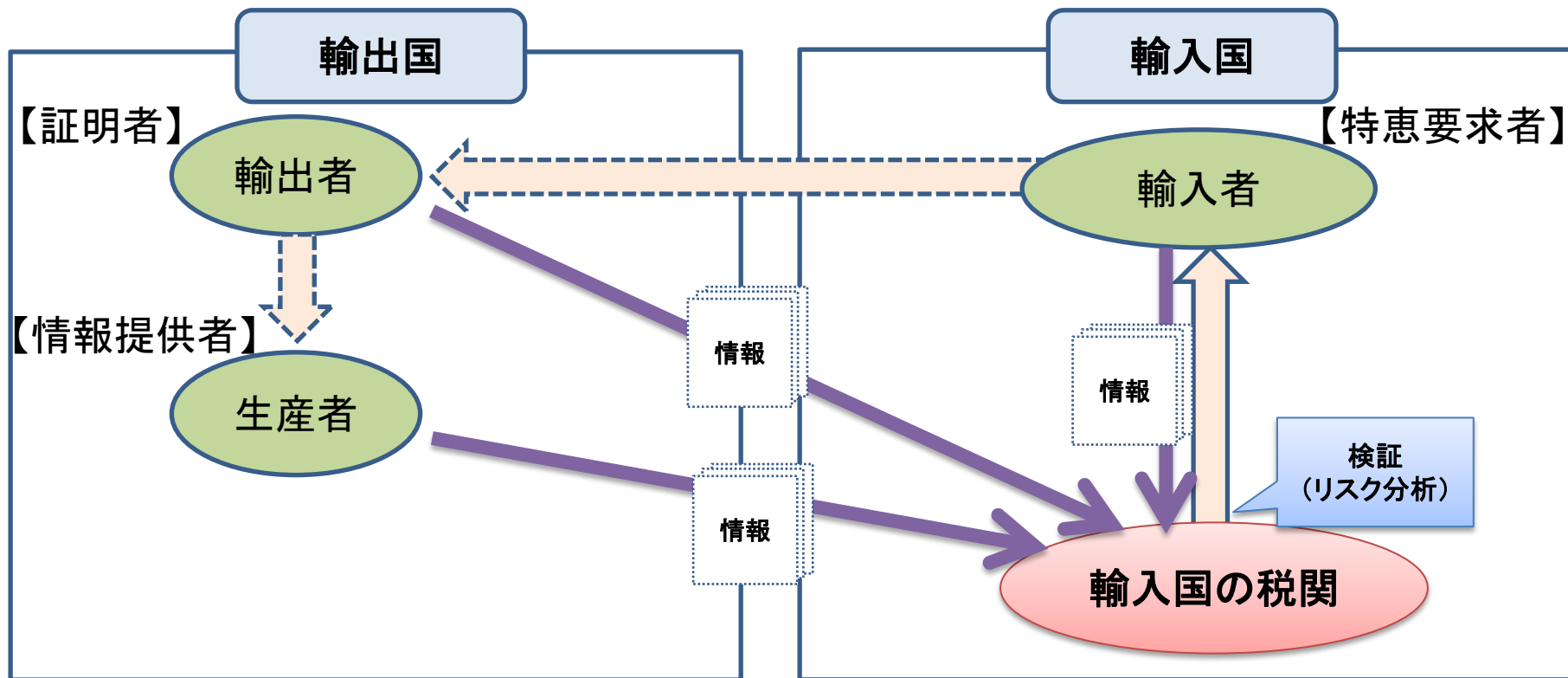


- 全ての検証は、輸入国税関が国境を越えて直接輸出者(製造者)に対して検証を行う。製造者が疎明資料を有する場合には、製造者から輸出者経由、若しくは直接に輸出国税関に提出。
- 輸出者・製造者への敷地内への検証については、カナダの場合は殆ど行っていない。メキシコの場合は、2012年における対米への書面検証245件、対米への訪問検証20件。

各国の検証実務の比較③

「輸入者への検証(+輸出者等への直接的な検証)」

(例) アメリカ・豪州・NZ

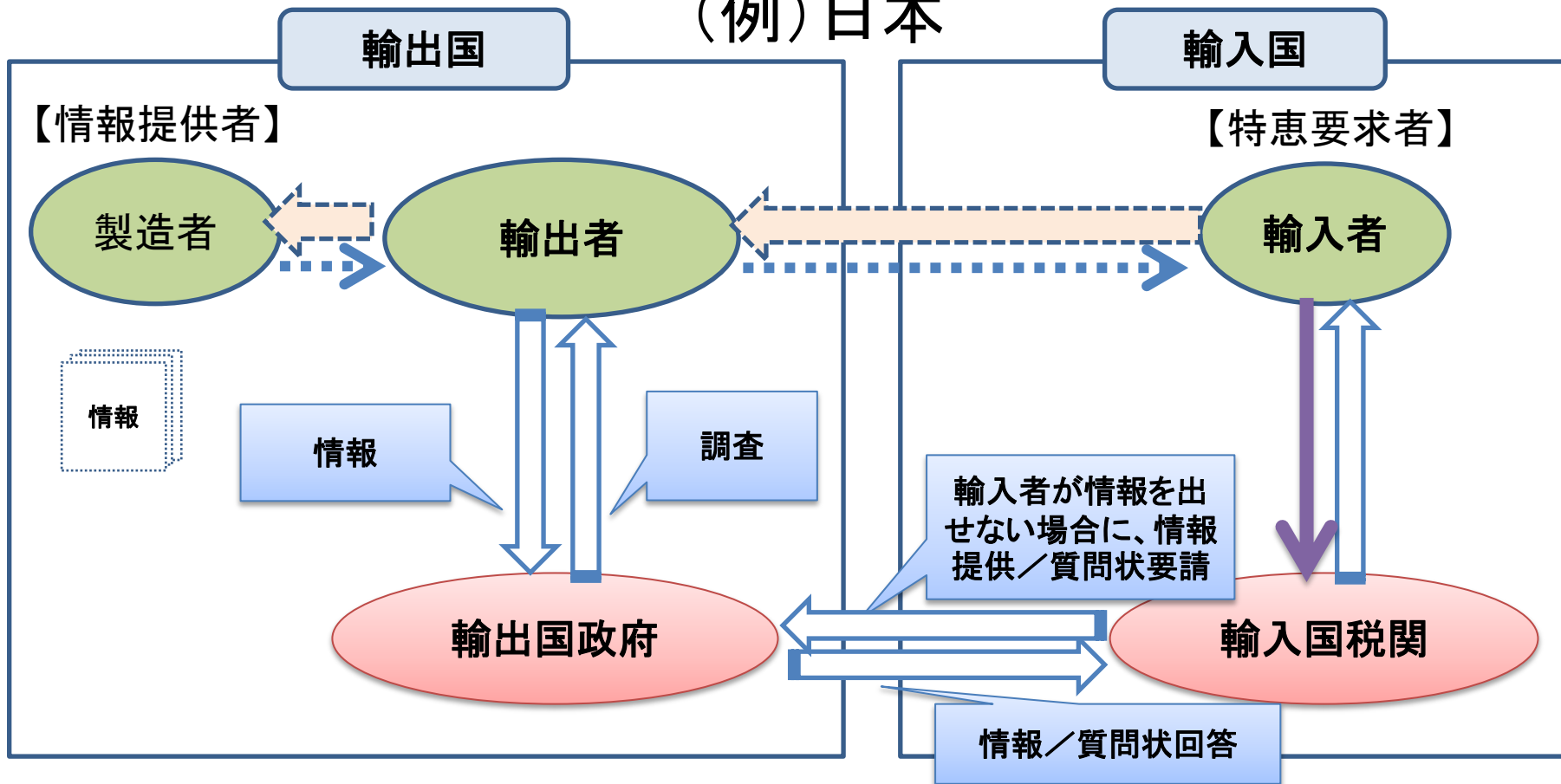


- 輸入国税関による輸入者への情報提供要請を基本とする。輸出者・生産者が証明者であり、原産性の疎明資料を有する場合、輸入者の依頼により、輸出者・製造者は直接若しくは輸入者を通じて輸入国税関へ提出。
- 輸出者・製造者への直接的な書類提出要求や、輸出者・製造者への敷地内への検証については、米国の場合は、繊維を除き殆ど行っていない。

各国の検証実務の比較④

「輸入者検証＋輸出国政府を通じた検証」

(例) 日本



- 検証は、まず、輸入国税関が輸入者に対して行う。
- 輸入者が情報を出せない場合／有していない場合、輸出国政府に対し、質問状への回答、若しくは疎明資料の提出を要請している。
- 輸出者・製造者への訪問検証については、ごくまれなケースのみ。

アセアン域内の動向

ATIGA(アセアン物品貿易協定)認定輸出者自己証明

○認定輸出者による原産地申告

- －2015年正式開始
- －商業書類による原産地申告
- －権限ある政府当局から輸出者への証明責任の転換

○期待される効果

- －民間事業者のコスト(時間、費用)の低減
- －ATIGAの更なる利用を通じた域内の貿易促進

○2つのパイロットプロジェクト(SC1、SC2)

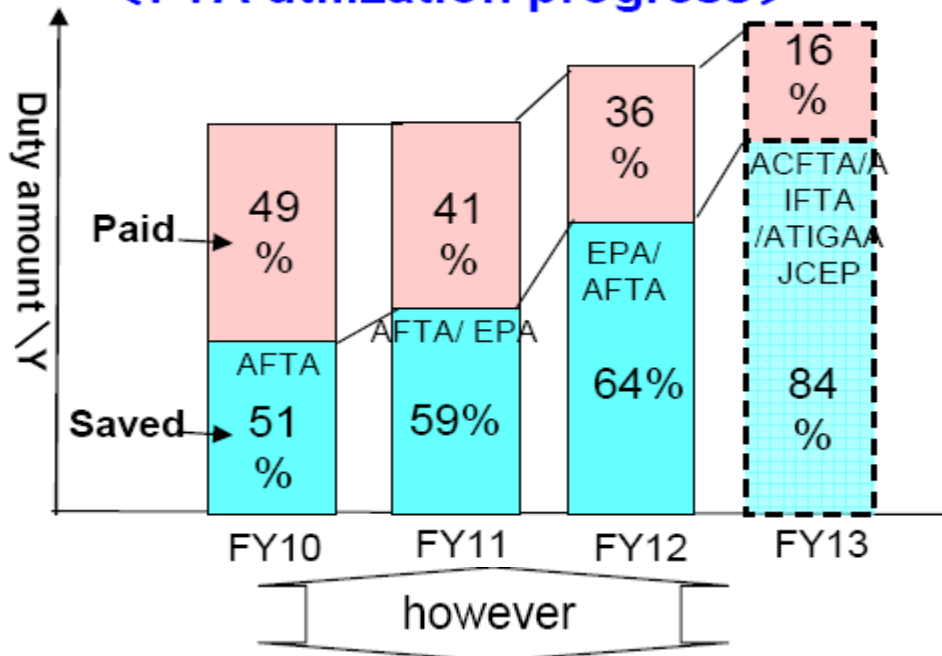
- －試行的な運用

ATIGA認定輸出者自己証明 2つのパイロットプロジェクト

	第1パイロットプロジェクト(SC1)	第2パイロットプロジェクト(SC2)
参加国	ブルネイ、マレーシア、シンガポール、タイ	インドネシア、フィリピン、ラオス、ベトナム
開始日	2010年11月1日 (タイは2011年10月28日)	2014年1月1日
原産地申告	生産者又は輸出者が利用可 第三国インボイス利用可	生産者のみ利用可 第三国インボイス利用不可
その他	ミャンマーが参加予定	タイが参加予定

日系企業によるSC1活用事例①

<FTA utilization progress>



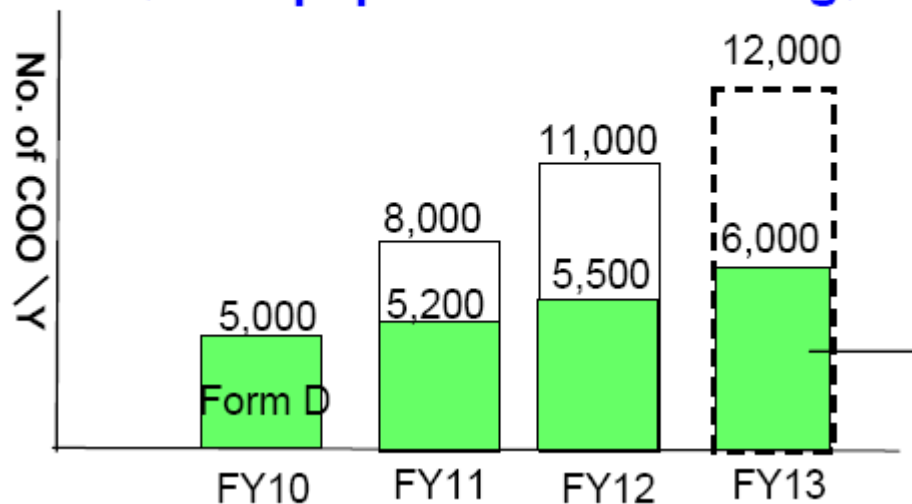
【自己証明活用前】

- ・FTAの利用により関税削減のメリット享受
- ・CO取得に係る膨大なコスト(ペーパーワーク、時間、費用)

【自己証明活用後】

- ・ペーパーワークの減少
- ・CO取得のための待ち時間なし
- ・FTA利用を諦めるリスクなし(特に航空貨物)

<COO paperwork increasing>



日系企業によるSC1活用事例②

1. CO提出の遅延

(例)タイで製造したバイクをインドネシアに輸出(仲介貿易)。

- (1) インドネシア税関でMFN税率適用
→ 煩雑な還付手続(3ヶ月)が必要
- (2) 保税倉庫での保管

自己証明の活用後

- ・CO取得に係る時間(2~3日)が不要
(提出遅延の解消)
- ・膨大なペーパーワークの減少



第三国インボイス

2. 第三国インボイス

日本で第三国インボイスを発行する貿易モデル。(SC2では新たな会計処理を行なう必要。)

終わりに

特恵税率を適用するにあたり 注意すべき事項



- ✓ 特恵税率の設定があるか。
- ✓ 貨物について正しく記載され、真正に発給された原産地証明書が、輸入申告時に提出可能か。
- ✓ 原産地証明書の様式は、適用する特恵制度で指定されたものか。
- ✓ 貨物はEPA相手国又は特恵受益国から直送されているか。第三国を経由する場合は、運送要件証明書の提出が可能か。
- ✓ 非原産材料を使用して生産されている場合は、品目別規則を満たしているか。

等

EPA利用の支援策

EPA／FTAの今後の拡大を見据え、税関における原産地規則や関税分類、関税評価などの知見を生かしつつ、輸出入者等に対する以下の支援を実施。

EPA利用セミナー

- ・税関、経産省、財務局や商工会議所が協力し、全国でEPA利用セミナーを開催（原産地規則・関税分類など）

EPA情報提供

- ・税関ホームページ
- ・原産地規則のパンフレットなど

EPA輸出入の個別相談（原産地規則、原材料の関税分類）

- ・各9税関（原産地調査官部門）
- （注）輸出についての相談への回答は、あくまでも出された情報に基づく日本税関としての原産性や関税分類について見解

原産地規則の理解を深めて頂くために・・・



無料

原産地規則を説明する講師を派遣します

- 東京税関業務部総括原産地調査官部門は、原産地規則を説明する講師（税関職員）を派遣します（全国を対象）。
- ご関心がありましたらお気軽にお問い合わせください。

現在、我が国では13の国・地域との経済連携協定（EPA）が発効しており、TPP（環太平洋経済連携協定）、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、日 EUEPA、日中韓 FTA などの広域 FTA の交渉が進められています。東京税関業務部総括原産地調査官部門では、EPA/FTA 税率を利用した輸入に不可欠な原産地規則の理解を深めて頂くため、各種業界団体の皆様が開催する説明会や研修会に税関職員を講師として派遣しております。ご希望がございましたら、まずはお気軽にご相談下さい。

- 説明内容
原産地規則の概要やケーススタディ 等
- 講師
東京税関業務部総括原産地調査官部門職員
- 費用
講演料、交通費等の負担は一切不要です。
※ただし、会場やスライド等の機材などは主催者側でご準備下さい。
また、申し込み多数の場合、ご要望に添えない場合もございます。
- 場所
貴団体の所在地等（ご相談下さい。）

お問い合わせは！

東京税関業務部総括原産地調査官部門
TEL 03-3599-6612、FAX 03-3599-6429
E-mail tyo-gyomu-origin@customs.go.jp

税関ホームページ

http://www.customs.go.jp/

このページの本文へ サイトマップ English

税関 Japan Customs

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく サイト内検索 検索

Securing Japan's Border
税関は、この国を水際で守っています

ホーム 海外旅行の手続き **輸出入の手続き** 水際の取締り

税関への重要なお知らせ
東日本

『輸出入の手続き』をクリック

トピックス

- 1 出港前報告制度の導入について(最終更新 平成24年8月10日)
- 2 平成24年10月1日(月)から通い容器に関する免税手続を簡素化する品目
- 3 平成25年度において国別・品目別特恵適用除外措置の適用基準となる品目
- 4 免税コンテナの税関手続が、平成24年4月1日から変わって
- 5 国際郵便を利用し、たばこの個人輸入する方へ
- 6 税関のメールアドレスをかたった不審メールにご注意ください
- 7 お問い合わせ先(メールアドレス)を変更しました

『事前教示』はここをクリック

輸出入手続

このページでは、貨物の輸出入通関手続に参考となる資料等を掲載しております。

お知らせ

輸出通関における保税輸入原則の見直しについては、当該見直しを盛り込んだ関税改正法が平成23年3月31日に成立し、同年10月1日より施行されました。これにより、保税地域に貨物を搬入した後に行うこととされていた輸出申告を、適正通関を確保しつつ、保税地域への搬入前に行うことが可能となりました。
[輸出通関における保税輸入原則の見直しについて](#) (12.4kb/PDF)
 【参考資料】[関税法基本通達等の一部改正\(平成23年8月10日財関第901号\)](#)

手続に関し不明な点がございましたら、[最寄りの税関](#)までお問い合わせください。

1. 品目分類及び税率

- ▶ [輸出統計品目表](#)
- ▶ [実行関税率表](#)
- ▶ [関税率表解説・分類例規](#)
- ▶ [輸入貨物の品目分類事例](#)
- ▶ [品目分類の事前教示](#)
- ▶ [事前教示回答\(品目分類\)](#)

2. 関税評価(課税価格)

- ▶ [課税価格の計算方法](#)
- ▶ [評価申告制度の概要](#)
- ▶ [関税評価の事前教示](#)
- ▶ [関税評価用語等解説](#)
- ▶ [輸入貨物の関税評価事例](#)
- ▶ [外国為替相場\(課税価格の換算\)](#)
- ▶ [課税価格に含まれる運賃等の取扱いについて](#)

3. 原産地認定

- ▶ [原産地規則について](#)
- ▶ [原産地認定の事前教示](#)

『経済連携協定(FTA/EPA)』はここをクリック

- ▶ [関税のしくみ](#)
- ▶ [特殊関税制度](#)
- ▶ [特恵関税制度](#)
- ▶ [経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)
- ▶ [シーリング関係\(日メキシコEPA\)](#)
- ▶ [保税地域制度](#)
- ▶ [免税コンテナに係る税関手続について](#)
- ▶ [更正の請求期間の延長等について](#)
- ▶ [通関士試験](#)
- ▶ [税関関係手続料](#)

『原産地規則について』をクリックすると

- 不備ある原産地証明書の取扱い
- 原産地規則に関する講師派遣のご案内

注意: 下記のリンクをクリックすると新規ウィンドウが開きます

ご不明の点があれば・・・

適用税率等のEPA関連の情報は税関ホームページ

(http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm)からご覧いただけます。

- ご質問・ご不明の点等がありましたら、お近くの税関又は貨物を輸入申告する税関の原産地規則担当部門(下記参照)にご照会下さい。

税関事前教示メールアドレス、連絡先、FAX番号一覧

税関	メールアドレス	電話番号	FAX番号
東京税関	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp	03-3599-6527	03-3599-6429
横浜税関	yok-gensanchi@customs.go.jp	045-212-6174	045-201-7291
神戸税関	kobe-gensan@customs.go.jp	078-333-3097	078-333-3187
大阪税関	osaka-gensanchi@customs.go.jp	06-6576-3196	06-6576-0362
名古屋税関	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp	052-654-4205	052-654-4184
門司税関	moji-gyomu@customs.go.jp	050-3530-8369	093-332-8397
長崎税関	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp	095-828-8665	095-827-0580
函館税関	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp	0138-40-4256	0138-45-8872
沖縄地区税関	oki-9a-bunrui@customs.go.jp	098-862-8692	098-863-0390

上記の各税関原産地規則担当部門においては、原産地に係る文書による事前教示も受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。



輸入通関をよりスムーズに行い、一層の正確性を期すため、
原産地認定についての

「文書による事前教示」 をご利用ください！

「文書による事前教示」とは、

輸入を予定している貨物の原産地を税関に文書で照会し、文書で回答を受けることができる制度で、

- 事前に一般特惠税率や経済連携協定税率の適用が可能か知ることができる
- 輸入申告時に回答書を添付することにより、原産地の認定がスムーズに行われ、貨物の引取りが早くなる
- 回答内容は、照会された商品の輸入通関審査に際し、3年間尊重されるなどのメリットがあります。

◎ 《 文書による事前教示照会書の様式の入手方法 》

- ・ 税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からダウンロードできます。
- ・ トップページでのピックアップ中「 税関手続きの案内 税関様式及び記載要領」
→「関税法関係[C]」で様式の一覧表が表示されます。
○ 原産地については、事前教示に関する照会書(原産地照会用) (C-1000-2)」

◎ 《 具体的な手続等に関しては、関税法基本通達7-17、7-18、7-19の2をご参照ください。》

- ・ 税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からご覧になれます。

ご清聴ありがとうございました。

本資料の利用についての注意事項

本資料を著作権法上認められている「私的利用」の範囲を超えて複製・転載する場合には、下記までご連絡をお願いします。

東京税関業務部総括原産地調査官 TEL 03-3599-6612

本資料は、東京税関業務部総括原産地調査官において、作成日現在の法令に基づき作成しております。法令・制度等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。